

平成 20 年 6 月 13 日
行 政 管 理 課

平成 19 年度包括外部監査の結果に基づく措置について

1 外部監査報告の状況

外部監査の内容 試験研究機関の財務に関する事務の執行について

報告日 平成 20 年 3 月 28 日

2 対応状況

5 月 28 日に関係各課に対して、措置状況の報告を依頼。報告期限は 7 月 4 日としている。

3 今後の対応

関係各課からの報告を受けて、行政管理課で取りまとめをし、監査委員事務局へ措置結果の報告を行う。（7 月末を目途）

その後、監査委員事務局にて県公報へ登載する。なお、監査委員事務局HPにも掲載される予定。

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>第 1 部 県外・海外事務所</p> <p>1. 県外事務所</p> <p>(1) 会計処理の問題点</p> <p>① 歳出決算調が課ごとに作成されることから、事務所としての費用の合計が、一見して明らかではない。</p> <p>事務所存続による費用対効果を検証するためにも、一覧性のある資料の作成がなされ、県民の議論に付されるべきである。</p> <p>② 日額旅費については、県外事務所特有の取り扱いに合理的な理由はなく、速やかに廃止すべきである。</p> <p>(2) 存続についての問題点</p> <p>① 既に廃止が決定されている北海道事務所はともかく、他の県外事務所についても、費用対効果の点から、廃止もしくは、仮に存続する場合であっても、事務所の規模縮小や、業務内容の見直しが図られるべきである。</p> <p>② 具体的には、効果が期待出来ない事業の思い切った廃止・縮小、コンベンション協会との協働体制の見直し、現在の遊休資産（大阪の高知県ビルや東京の宿泊施設）の活用による事務所維持コストの削減、他の都道府県との合同事務所設置等による事務所維持コストの削減や一体として観光客・企業の誘致活動の実施等、十分議論されるべきであろう。</p> | <p>第 1 部 県外・海外事務所</p> <p>1. 県外事務所</p> <p>(1) 会計処理の問題点</p> <p>① 決算は、会計年度ごとに予算執行の実績を表示する必要書類を作成し、監査委員の審査を経て議会の認定に付され、確定した後に県民に公表されています。その際に作成する決算資料は、本庁課室単位で事業費が明確になるように作成しており、出先機関単位での作成は行っていません。このため、ご指摘のあった一覧表は決算資料としてではなく、組織のあり方を検討する際に個別に整理します。</p> <p>② 県外事務所職員に限らず、日額旅費の制度自体を平成 18 年 4 月から廃止します。</p> <p>(2) 存続についての問題点</p> <p>① 組織の必要性や規模については、その目的や行政課題の変化、業務量の増減等を踏まえ、絶えず見直しを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済活動の弱い本県の将来を考えると、本県と経済的な関係の深い関西や製造業が盛んな大都市圏との交流は、財政危機下でも維持すべき事柄ですので、各県外事務所は産業振興の拠点としての活用策を検討しています。 ・ 東京事務所の行政部門は、近年の著しい情報技術の進展による行政情報の入手方法の変化や、国と地方の関わり方の変化に伴い、組織の見直しや定数削減を行い、現状の体制となっています。また、昨年 3 月には経費削減のため、事務所の移転も行っています。 ・ また、北海道事務所については平成 16 年度末で県としては廃止し、より柔軟な活動が可能となるように(財)高知県観光コンベンション協会に運営を委ねることとにしました。 ・ 今後とも県外事務所の規模や業務内容については、社会経済情勢や県の財政状況に応じて適正に見直しを行っていきます。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の廃止・縮小については、①のとおりです。 ・ 遊休財産の活用については、大阪の旧ビルへの事務所移転の必要性が指摘されています。その前提として「現事務所への来訪者が殆どいない」としていますが、大阪事務所では年に 3,000 人前後の来訪者を迎えており、指摘の前提に誤認があると考えています。 <p>現在の大阪事務所はオフィス街に位置し、観光・物産振興や企業誘致等の経済活動を行う上で旧ビルよりも利便性に優れ、都市住民への P R</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>(3)その他の問題点</p> <p>① 東京事務所においては、中央省庁等への派遣研修につき、どのような効果が上がっているのか、十分に検証する必要がある。</p> <p>② 各事務所に共通であるが、本庁への出張回数減少のため、職員に対する研修体制の見直し（集中的に研修を実施すること等）も検討されるべきである。</p> <p>③ 北海道事務所廃止にあたっては、廃止に伴う経済的効果を減殺しないようにするため、コンベンション協会に対する委託事業の絞り込み等が必要である。</p> | <p>効果も高いと言えます。事務所維持経費の削減は当然に留意すべきですが、活動の質が大きく損なわれるようであればかえって非効率となりますので、現在の場所からの移転は考えていません。</p> <p>上記の判断に加えて、県の財政状況からして旧ビルを遊休財産として残すことは困難なため、旧ビルとその土地は平成 18 年 2 月 23 日付けで売却しました。</p> <p>また、東京事務所の宿泊施設跡についても同様の考え方により、平成 18 年度に売却することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の都道府県との合同事務所設置等による事務所維持コストの削減については、観光面では一定有効と考えられますが、企業誘致では各県が競合することから、当面は現体制を継続することとします。 <p>(3)その他の問題点</p> <p>① 県庁以外の機関において、実際の業務に従事しながらのいわゆる実務研修は、県庁にはないものの見方や感覚、仕事の進め方の他、組織や業務の仕組みなどを学ぶことができます。また、なによりも派遣研修を通じまして、数多くの方々との人間関係を築くこともできますので、県に復帰後に業務を進めるうえで非常にプラスになるものと考えています。研修効果の定量的な測定は困難ですが、中央省庁等への派遣研修には、こうした人材育成面、業務遂行面で大きな効果があるものと考えており、今後におきましても、派遣先や研修終了後の人事配置の工夫など、点検、見直しを行いながら、引き続き研修成果を生かしていくように努めていきます。</p> <p>② 対面での打ち合わせは、効果的な事業の絞込みや情報の共有のため当然に必要と考えており、そのための出張はある程度やむを得ないと考えています。ただ、研修の集約化等による経費縮減については、情報共有のための会議とセットとするなど工夫していきます。</p> <p>③ 観光コンベンション協会の事業に対しては、観光振興に効果のあるものに絞って補助しています。協会ならではの柔軟さ、機敏さを活かした取り組みを期待しています。</p> |

| 監査結果 | 措置の内容 |
|---|---|
| <p>2. 海外事務所 (1) 会計処理に、特段の問題はない。 (2) 問題は、厳しい県財政のもとでの海外事務所の設置効果である。</p> <p>① シンガポール事務所は、設置以来、利用が低迷している。上海事務所は、設置後間もないため、今後の利用状況を見守る必要がある。</p> <p>いずれの海外事務所とも、現在の利用状況を前提とすると、費用対効果の点からは、県職員（副所長）の派遣は、必ずしも必要ではなく、所長と現地採用職員の2名体制で十分である。</p> <p>② 今後の海外事務所のあり方の選択肢は、3つである。</p> <p>第1の選択肢は、現状における海外事務所は、維持費用と比較して県内企業に十分利用されていないこと、利用する限られた企業だけが直接の利益を享受していること、県民にどのような効果（利益）があるのか把握し難いことなどの事情を踏まえ、シンガポールにおける他県の海外事務所撤退と同様に、海外事務所を廃止することである。</p> <p>第2の選択肢は、現状における海外事務所は、維持費用と比較して県内企業に十分利用されていないものの、今後の利用増加を見込み、とりあえず、海外事務所を存続させるが、所長と現地採用職員の2名体制とし（副所長は、廃止する）、予算を削減することである。</p> <p>第3の選択肢は、現状における海外事務所は、維持費用と比較して県内企業に十分利用されていないものの、今後の利用増加を見込み、また、利用増加を図るため、必ずしも即戦力とはならない県派遣の職員（副所長）に替えて、実務経験豊富な若手の人材を民間から採用することである。</p> <p>③ シンガポール事務所は、その存廃について、これまでも議論されてきた経過があり、利用は低迷し、かつ、将来の増加の見通しも厳しいことから、廃止（第1の選択）を検討するのが相当である。</p> <p>上海事務所は、近年の中国との貿易の重要性及び将来の発展を考えると、とりあえず、副所長を廃止し、予算の削減を図ったうえ（第2の選択）、その後、必要であれば、状況を見て、戦力増強を図る（第3の選択）のが相当である。</p> | <p>2. 海外事務所 (2) ①. ②. ③</p> <p>本県の両海外事務所は、海外ビジネスを目指す企業のインキュベート機能の発揮を目的として、県内企業のアジア地域における輸出入の海外取引支援などを中心に活動を行っています。</p> <p>まず、シンガポール事務所については、平成9年度に表面化したアジア金融危機などの影響もあり、活動が低迷した時期もありましたが、ここ最近では、輸出入案件だけではなく、現地での工場建設、合弁会社の設立などの相談案件も急増しており、活動範囲もベトナム等東南アジアからオーストラリア、スリランカなどに拡大している状況です。（輸出14件、輸入15件、合弁等4件）</p> <p>また、上海事務所については、平成15年度の発足以降、巨大な中国市場をターゲットにした県内企業や団体等の活動が活発化しており、相談件数なども順調に増加している状況です（輸出8件、輸入14件、合弁等8件）。</p> <p>平成17年3月に（社）高知県工業会の会員企業が中心となって策定した同会の活性化計画では、海外に市場を求める会員企業の取り組みに対して、既存海外事務所の更なる充実などが求められており、また、県内の有力製造メーカーは新たに海外課を設置し、両海外事務所との連携の中で東南アジアを中心に販路拡大を計画するなど、県内企業のニーズは高まっています。</p> <p>「利用する県内企業が限られており、費用対効果の面で課題がある。」とのご指摘については、両海外事務所が海外ビジネスに意欲と関心のある企業の支援を中心とした活動を進めているため、利用企業を拡大することは一定の限界もありますが、県が厳しい財政状況にあることも十分踏まえながら、事務所の利用方法や活動実績などのより一層のPR活動を行うとともに、事務所の経費については、可能な範囲で削減できるように努力を続けていきます。</p> <p>なお、平成16年度から両海外事務所に副所長として県職員を派遣していますが、これは多様化する企業ニーズに応え、海外ビジネスの現場経験をもった職員の育成を図ることを目的とするものですので、当面は派遣を継続し、人材育成面での有効性を点検していきます。</p> |

| 監査結果 | 措置の内容 |
|--|---|
| <p>第2 工業用水道事業（建設仮勘定）</p> <p>1. 企業局は、工事費用等を支出し、既に工事は完了しているが、未稼働である事業（香南工業用水道事業）及び既にダム使用权などの設定対価として莫大な建設負担金等を支出したが、未だに工業用水道専用施設部分の着工目処がない未稼働で在る事業（高知分水事業及び西南地域工業用水道事業）について、それらの支出及びその後の管理費などを、長年にわたり建設仮勘定として、資産計上を行っている。</p> <p>2. 損益計算は、実態を反映した損益計算に改めるべきである。建設仮勘定を使用し、問題（鏡川工業用水道事業を除く3事業の稼働がなされていないことに起因する問題）を先送りしても、何の解決にもならないからである。</p> <p>平成16年度の企業局経営方針の基本的考え方のひとつに、「公営企業として事業化の見通しの立たない事業は整理」とあるが、高知分水事業と西南地域工業用水道事業は、整理対象とすべきかどうかを、検討すべきである。</p> | <p>第2 工業用水道事業（建設仮勘定）</p> <p>県の工業用水道事業は、需要の面で建設当初の計画から大きな狂いが生じており、ご指摘のとおり多額の未稼働資産を抱えています。このことは従来から「隠れ借金」として整理し、県のホームページ等で公表してきましたが、今後は工業用水道事業の健全化に向け、次の2点について早期に方針を定め、対応していきたいと考えています。</p> <p>(1) 経理の手法について</p> <p>仮勘定から本勘定に振りかえる時期に関しては、総務省は事業開始の時点という考え方を示しておりますので、今後他県の動向や国の考えなども踏まえたうえで、経理上の対応を検討していきます。</p> <p>(2) 経営の健全化について</p> <p>高知分水や中筋川ダム関連のように事業開始が現状では困難なものについては、知事部局に移管し、その負債を整理することも必要と考えます。ただし、この場合、企業債の繰上償還など一時に多額の経費を要するため、県の財政状況を勘案しながら、最も有利な方法を検討したいと考えています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>第3部 職員に対する求償審査（高知県損害賠償等審査会）</p> <p>1. 県が第三者に対して損害賠償責任を負担した場合、県は、加害者である職員又は営造物の管理を怠った担当職員に重過失があるときは、その職員に対して求償権を行使することができる。</p> <p>高知県損害賠償等審査会（以下「本件審査会」という。）では、保留案件がある外、第三者に対する損害賠償責任の有無及び有ると判断される場合には、それに付随して職員に対する求償権の有無については、いずれも原案（主務課長作成）どおり決定されており、過去、県が職員に対して求償権を行使した例はない。</p> <p>2. 求償権の有無について、一部求償の是非を念頭において、検討されたことはないようである（これでは、オール・オア・ナッシングの結論しか出てこないし、過去、ナッシングの結論しかない）。</p> <p>3. 本件審査会は、内部的な意思決定機関であるから、底い合いとなってしまう虞を多分に含んでいる。</p> <p>この点からすると、事例によっては、外部の者を臨時委員に選任することも検討すべきである。</p> <p>4. 本件審査会は、県内部の意志決定過程であるため、会議は公開されていない。</p> <p>また、議事録は、作成されているものの、具体的な審査の過程（委員らの発言内容等）は、記録されていない。しかし、きちんと審査がなされているか、事後に</p> | <p>1. 平成17年度に1件、職員に対し求償を行う決定をしました。</p> <p>今後も故意又は重大な過失が認められるような場合には、求償権の行使について検討していきます。</p> <p>2. 求償権については、まずその存否を検討し、求償することが決定されればその後に全額求償か一部求償かについて検討をすることになります。これまでの案件は求償権なしとの判断になっているものです。</p> <p>3. 平成16年度及び17年度に外部の方を臨時委員に選任しており、今後も重要な案件については外部から臨時委員を選任する方針です。</p> <p>4. 平成14年度以前は詳細なやりとりの記録は保存されていませんが、平成15年度からはやりとりについても記録を作成しています。</p> |

| 監査結果 | 措置の内容 |
|---|--|
| <p>検証するためには、どのような議論がなされたのか、議論の要領を記録化すべきである。というのは、現状では、本件審査会で、どのような議論がなされたのか、把握できないからである。</p> <p>5. 求償の要件である「重過失」の判断の資料(判断の前提)として、まず、詳細で正確な事実の把握が必要であるし、その上で、具体的妥当性を確保するため、諸事情を総合考慮(対立する利害を利益衡量)して、適正に判断することが求められている。</p> <p>本件審査会で審査された25の事例のうち、8件については、詳細な審査記録(議論の過程)が残っていないため断言は出来ないが、重過失の有無について、なお慎重に調査検討すべきであったのではないか、と考えられる。</p> | <p>5. 平成14年度以前の詳細な審査記録は残っていませんが、審査会では事故調査書や損害賠償等認定調書等に基づく正確な事実認定を行ったうえで、損害賠償の要否や求償権の存否について検討することになっています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>テーマ 1：内部監査および会計検査は有効に実施され出納事務は適正かつ有効的になされているか</p> <p>第 2 外部監査の結果</p> <p>Ⅱ. 監査委員監査の実際について</p> <p>2. 高知県の監査委員監査実施上の問題点について</p> <p>(1) 試査によることについて</p> <p>① 現在の監査においては、監査手続きの適用は原則的に試査によりおこなわれていると言ってよく、高知県の監査委員監査が試査によること自体全く問題はない。しかし、高知県監査委員監査基準においても、監査委員事務局監査実施マニュアルにおいても、監査手続きの適用は試査による旨の記載が見あたらない。</p> <p>② 監査の専門家ばかりで構成されているとは言い難い監査委員事務局の現状を勘案すると、監査は試査によりおこなわれており、試査であるがゆえに留意しなくてはいけない事項を明確に認識して監査にあたるということは重要なことである。</p> <p>(2) 試査と内部統制の評価について 試査の適用にあたっては、内部統制の整備・運用状況の評価が前提となるのであるが、高知県においては、内部統制自体を直接に評価しようとする手続きは体系的にはとられていない。従って、内部統制の評価の結果試査範囲を拡大したり、場合によっては精査に移行したりするといったことは、考慮されていない。</p> <p>(3) 監査委員の監査公表について</p> <p>① 監査公表は、指摘および嚴重注意とする機関および事項として、事実認定、指摘事項等を記載した後、「以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているが云々」と記載している。この、「財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている」という部分は、試査による全体の推定の結果によるものと思われるが、内部統制組織の評価を伴</p> | <p>テーマ 1：内部監査および会計検査は有効に実施され出納事務は適正かつ有効的になされているか</p> <p>第 2 外部監査の結果</p> <p>Ⅱ. 監査委員監査の実際について</p> <p>2. 高知県の監査委員監査実施上の問題点について</p> <p>(1) 試査によることについて 【監査委員事務局で回答】</p> <p>(2) 試査と内部統制の評価について 【監査委員事務局で回答】</p> <p>(3) 監査委員の監査公表について 【監査委員事務局で回答】</p> |

| 監査結果 | 措置の内容 |
|---|--|
| <p>わなない試査による結論は、ある種非常に危ういものであり、「この範囲を抽出して監査を実施した結果、抽出した範囲においては財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている」等々の表現の方が実態を表現していると思われる。</p> <p>(4) 監査結果に対する組織的対応について</p> <p>監査結果の様式が、課室、出先機関等に対する指摘となっており、また文言も「・・・信頼性を損なう事務処理である。今後はこのようなことがないように適切な取扱を求める。」という内容になっていることもあってか、全庁的な組織的な対応がとられているとはいいたい。</p> | <p>(4) 監査結果に対する組織的対応について</p> <p>会計事務検討会での結果を踏まえ、平成18年度は出納課に企画監を配置し、有効な研修計画や内容を検討しました。</p> <p>また、出先機関では6土木事務所に会計専門員を配置して、出納員として出納業務に専念するとともに、土木事務所管内の知事部局の出先機関の会計指導を行っています。</p> |
| <p>Ⅲ. ヒアリングの結果について</p> <p>1. 原因の分析について</p> <p>(1) 不十分と思われる原因究明について</p> <p>定期監査においても、会計検査においても、不適切事例の原因の究明が、再発防止といった観点から体系的におこなわれているとは認められない。</p> <p>指摘内容が生じるような原因分析を行った場合、監査対象機関で共通する原因であることも少なくないと考えられる。そうであれば、その対応策について、監査業務を通じて横断的に検討することができる立場にある監査委員事務局が、執行機関の原因分析と対応策を横断的に整理することは、情報の共有化という点から、県庁全体の事務及び事業の改善に資すると考えられる。</p> <p>(2) 原因究明に際しての不正と誤謬の区別について</p> <p>指摘事項の記載内容は、指摘事項のような状況が起こったのが不正によるものか誤謬によるものかが明確ではない。不正によるか誤謬によるかを区別するためには、原因分析が必要である。しかし、定期監査結果の報告書の指摘事項</p> | <p>Ⅲ. ヒアリングの結果について</p> <p>1. 原因の分析について</p> <p>(1) 不十分と思われる原因究明について</p> <p>【監査委員事務局で回答】</p> <p>(2) 原因究明に際しての不正と誤謬の区別について</p> <p>【監査委員事務局で回答】</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>の記載では、事実認定のうち、どの規則等に違反するかという記載であり、それがなぜ起こったのかという原因については明らかにされていない。</p> <p>(3) 監査過程での意思疎通について 監査に対する疑問や不満のコメントは、監査過程での意思疎通が若干欠けている可能性を示唆しており相互理解による監査本来の目的の達成の実現に努める必要がある。</p> <p>(4) 監査における批判的機能と指導的機能のバランスについて 高知県の定期監査の事前監査の過程は、批判的機能、つまり指摘を重視したものとなっていると思われる。執行機関側がミスの原因を正しく認識し、対応策を的確に策定・実行するためには、監査の実施過程において、問題点を修正するための指導的機能にも配慮した内容とすることを検討する必要がある。</p> <p>(5) 指摘および措置の全庁的活用について 監査の指摘事項は、県庁全体としての内部チェック体制構築に活用されるべきである。本来、内部チェック体制は県庁の行政事務の適正化を図るために整備すべきものであり、指摘を受けたのが個別の機関であったとしても、県庁全体として、内部チェック体制の状況説明、原因分析、対策についてどのように活用していくのか検討すべきである。</p> | <p>(3) 監査過程での意思疎通について 【監査委員事務局で回答】</p> <p>(4) 監査における批判的機能と指導的機能のバランスについて 【監査委員事務局で回答】</p> <p>(5) 指摘および措置の全庁的活用について 監査の指摘事項や会計検査による不適切な事例の原因究明を執行機関と十分に行います。 それに基づき研修については、対象者に適した内容とするとともに、必要性和有効性があると考えられる所属には、個別研修も行っていきます。</p> |
| <p>2. 平成 17 年度会計検査の重点事項「原因の究明について」 原因分析の中で職員の声をおくみ上げる仕組みを作る必要がある 検査業務の中で原因分析を実施した資料がなかったことは、残念なことであるが、出納局の職員は、横断的に会計事務を見ているために、文書にこそしていないが、会計レベル低下の背景を肌で感じていると思われる。</p> | <p>2. 平成 17 年度会計検査の重点事項「原因の究明について」 会計検査の際には、書類検査だけでなく所属長や担当者に聞き取りを行って文書化することとし、不適切事例の原因究明に役立てていくことにしました。 また、平成 18 年 4 月から 6 土木事務所に会計専門員を配置し、管内の出先機関を巡回して各種の相談に応じるとともに、職場の声を拾い上げています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>県庁全体の視点から内部チェック体制の整備を図る上で、このような声を救い上げて文書化しておくことは、非常に有用な資料となる。</p> <p>3. 文化推進課に対する嚴重注意事項とその措置状況について</p> <p>(1) 平成 16 年度定期監査における嚴重注意事項 (事実認定)</p> <p>平成 15 年度県立文化施設耐震対策事業費事業実施委託料のうち、県民文化ホール吊り物修繕実施委託業務の契約において、一括再委託を行わざるを得ない相手方である財団法人高知県文化財団と契約し、実際に一括再委託をさせていた。</p> <p>(嚴重注意事項)</p> <p>上記については、県と緊密な関係にある外郭団体に対して出先機関への予算令達感覚で契約を行ったものと思料されるが、自ら定めた契約書の第 6 条において一括再委託を禁止していることに対して無視せざるを得ない結果に繋がる契約事務であるのみならず、県が直接に契約を行っておれば、必要としなかった印紙代数万円をいたずらに経費として浪費させてもおり、契約事務としての公正かつ適正な手続の確保及び経費節減に努めるべき行財政運営に対する信頼性を損なう不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、二度とこのようなことがないように適正な取扱いを求める。</p> <p>(措置状況)</p> <p>当該業務は、特殊な部品を使うなど専門性の高い修繕業務であるほか、限られた期間内に施行する必要があり、事前調査、施工打合せ、工期の日程調整などが重要であることから、適正かつ効率的に業務を執行するために、県民文化ホールの管理運営業務を行っている財団法人高知県文化財団に実施を委託したものです。</p> <p>しかしながら委託契約書では、</p> | <p>3. 文化推進課に対する嚴重注意事項とその措置状況について</p> <p>【監査委員事務局で回答】</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>「委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と定め、一括再委託を禁止しながら、委託先である財団法人高知県文化財団に一括再委託をさせたことについて嚴重注意とされたものです。</p> <p>このため、今後は委託契約書の一括再委託禁止の条項に、「ただし、あらかじめ書面により甲（高知県）の承諾を得た場合は、この限りでない。」との但し書きを加え、適正な契約事務を行います。</p> <p>(2) 措置状況に対する監査委員事務局の反応</p> <p>指摘内容は、一括再委託の禁止条項違反の問題と、不必要と思われる契約経費の二つのポイントがある。一方で、措置内容は委託契約書の変更のみで、不必要と思われる契約経費についてはふれていない。</p> <p>ところで、監査委員の事実認定の文言「一括再委託を行わざるを得ない相手方である財団法人高知県文化財団」という表現からは、契約条項違反以前に、県がなぜ直接契約しないのかとのおもいが読みとれる。</p> <p>このため監査委員事務局に対し見解を求めたところ以下のような回答が得られた。</p> <p>「委託契約書の一括再委託禁止条項の変更により、事前に県の承諾を得た場合は再委託を禁止しないこととなったため、監査委員事務局としては、再委託の必要性についてまでは追及はしていない。</p> <p>また、文化推進課の回答は契約書の修正という形式面での回答のみであり、県が直接契約することにより不要となる印紙代についての経費節減の観点からの指摘に対して、文化推進課から回答されていないことについて、何ら追及していない。」</p> <p>(4) 監査を有効に機能させるために</p> <p>これらのやりとりから、問題点の指摘と受け取り方およびそのフォローに、少しずつずれが生じ、全</p> | <p>(4) 監査を有効に機能させるために 【監査委員事務局で回答】</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>く趣旨と異なる結果となっていることが読みとれる。</p> <p>指摘内容の理解とそれに対しての措置方法は、まず大前提として「事務、事業が最小の経費で最大の効果を上げるようにしているか、組織運営の合理化に努めているか」といった観点から、検討を加えることであろうと思う。</p> <p>県はなぜ簡潔な契約手続きを選択しないのかという点は未だ理解できない。</p> <p>4. 業務の標準化とマニュアルについて 出納員による審査のレベルを県全体として、一定水準以上に保持していく手段の一つとして、「出納室会計検査の手引き（平成 13 年 4 月）」といった資料の改訂も含め審査マニュアルの作成を考慮すべきである。</p> <p>5. 会計検査の限界と内部監査室設置の検討について (1) 会計検査と監査委員監査の関係の調整について 今後、県庁全体として、会計事務の適正化を担保する効率的・有効的な内部チェック機能を構築していく上で、監査委員事務局と出納局の審査・会計検査との関連等を考えることは重要である。</p> <p>(3) 内部監査室設置の検討と監査の役割分担について 現在、高知県には、内部監査室は設置されていない。しかし、検査の結果を内部チェック体制に活かしていくためには、検査にとどまるのではなく、内部監査室の設置を検討すべきと考える。その際に、監査委員事務局との役割分担を検討することも必要と思われる。</p> <p>6. アウトソーシングの推進に際してのチェック体制の充実について アウトソーシングを行うにあたって懸念されるのは、委託先の業務執行の適正化をどのように担保するかということである。しかし、</p> | <p>4. 業務の標準化とマニュアルについて 会計事務全般について整理した「会計事務処理要領」を、イントラに掲載するとともに会計事務ハンドブックを作成し、所属には有料配布の予定です。</p> <p>また、出納員が日常的なチェックに使うための「出納員チェックマニュアル」も作成する予定です。</p> <p>5. 会計検査の限界と内部監査室設置の検討について (1) 会計検査と監査委員監査の関係の調整について 監査委員事務局、出納局と総務部において、会計事務の適正化に向けた効率的・有効的な内部チェック機能などについての協議を行い、監査の視点、会計検査の視点での指摘事項をお互いに共有することにより、改善に向けた取り組みを行いました。</p> <p>(3) 内部監査室設置の検討と監査の役割分担について 会計検査による不適切事例の原因究明を関係執行機関と十分に行い、事業執行と会計事務が連動してきちんと処理できる機能を作ることが必要と考えています。それにより、不適切事例を発生源で予防するシステムが構築でき、内部チェック能力は向上すると考えています。</p> <p>監査機能は本来、監査委員（監査委員事務局）が発揮するものであり、内部チェックのためだけに内部監査室を設置する意義は低いと考えます。</p> <p>6. アウトソーシングの推進に際してのチェック体制の充実について 受託者との契約どおりに履行がなされているかどうかは、基本的には検査で確認することとなっていますが、業務の適正な履行を確保するうえでは、品質の管理と評価が欠かせませ</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>定期監査、会計検査の結果、今回のヒアリング等から、会計事務のレベルが低下していると思われるため、果たして、研修やチェックが有効に機能するののかという点が懸念される。</p> <p>委託先の業務のチェック体制の検討にも意をつくす必要がある。</p> | <p>ん。</p> <p>このため、受託者から提供されるサービスの品質を管理し、その水準を評価するための品質管理ガイドラインを定めて、平成 18 年 4 月から試行を行い、品質の確保に努めています。</p> |
| <p>7. 財務会計システムへの基本的チェック機能の組み込みについて</p> <p>(2) 基本的事項のチェックへの財務会計システム等の利用について</p> <p>日付のさかのぼりに限らず、書類の不備を防止するチェックや、イントラの利用による情報の共有等、庁内のシステム利用による作業精度の向上は、大きな可能性があると思われる。</p> <p>ルーチンワークのチェックはできる限り機械化し、単純化し、人的チェックを減少させることで、例外的事項、新規事項等に十分な検証を加える余裕も生じると思われ、積極的利用を検討すべきである。</p> | <p>7. 財務会計システムへの基本的チェック機能の組み込みについて</p> <p>(2) 基本的事項のチェックへの財務会計システム等の利用について</p> <p>会計書類は多くのパターンがあるうえ、設計書、見積書、契約書や請求書など添付書類が多いため、機械でチェックできる部分は少なくなっています。より高度なシステムを構築すれば省力化となりますが、維持管理費も経常的に必要となり、多額の経費をかけてシステム改修を行うメリットは少ないと考えます。</p> |
| <p>8. 研修について</p> <p>(1) 研修の必要性</p> <p>監査委員事務局、出納局、監査対象機関へのヒアリングを通じて、会計事務のレベルが低下していると感じているということも、度々耳にした。したがって、会計事務レベルアップのためには、研修の実施、受講は必須であると思われる。</p> <p>(2) 研修内容について</p> <p>① 会計事務の基本</p> <p>ここでいう基本とは、事務処理の流れや規則の趣旨を理解すると言う意味である。膨大な規則を丸暗記することは不可能であり、調べるとしても、膨大な規則のうち、何を調べればよいのか、誰に何を聞けばよいのかということ自体が、わからないケースもあると考えられる。単に、</p> | <p>8. 研修について</p> <p>(1) 研修の必要性</p> <p>研修は必要と考えており、企画監を配置して有効な研修計画や内容を検討しました。</p> <p>今後は、人員削減に伴い各所属の総務部門が縮小しても、所属内部での会計事務能力が低下することがないように研修が必要と考えています。</p> <p>平成 18 年度は、新規採用者、中堅職員、新出納員、経験や職種による区分など対象者別に、流れ図や一覧表も使った資料を使い分けて、全体像の把握と個々の事柄に対応できるような研修を行いました。</p> <p>(2) 研修内容について</p> <p>① 会計事務の基本</p> <p>基本を理解することは大切なことであり、本来そうあるべきです。会計事務については、規則等により手続きを個々に規定したものも多く、個別の事例による研修を行う必要があります。また、職員からは、直ちに活用できる研修を望む声もあります。</p> <p>平成 18 年度は、研修を工夫し、基本的な考え方と全体像を把握させるとともに、日常的な会計業務に活用できるような研修資料を提供</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>場当たりの、事務手続を暗記するよりも、法や規則の意義や趣旨を理解した方が、新たな事例に取り組む場合に応用が利くと考えられる。</p> <p>② 監査・検査の役割についての研修 監査・検査の指摘を業務に活かすために監査・検査が県庁全体の位置づけについて研修を行うことも必要と思われる。つまり、執行機関サイドは監査結果を受け止めて、業務改善、組織体制構築に役立てる視点を養成すること、監査・検査サイドは、業務改善や組織体制構築に役立てる監査・検査のあり方を考えることが重要と思われる。</p> <p>③ 起こりうるエラーへの対処方法についての研修 監査・検査の指摘事項等の事例、新規事業に取り組む場合等、起こりうるエラーへの防止策、発見策を考えさせることも有用と思われる。この訓練は、規則の趣旨を理解する手助けとなると思われる。</p> <p>(3) 効率的実施と受講しやすさのバランスについて</p> <p>① 研修を行う場合、課室・出先機関ごと、部ごと単位、県庁全体という単位が考えられる。いずれか一つにだけ絞る必要はないと思うが、県庁全体としてバランスを考えることは、効率的な研修実施のためには必要ではないかと考える。</p> <p>② 出納局のヒアリングでは、検査の原因分析が忙しくてできないというコメントをいただいたが、仮に、研修講師業務の負担が減少すれば、原因分析業務に時間をまわせるということであれば、県庁全体としての研修の効率的実施について、検討する余地はあるのでは</p> | <p>しました。</p> <p>② 監査・検査の役割についての研修 会計検査においては、指摘対象となった執行機関の事情を十分把握することに意識を配り、その原因分析を十分行うことにしています。 また、その結果は対象所属への指摘に留まらず、対応が必要な部局に提言しました。</p> <p>③ 起こりうるエラーへの対処方法についての研修 検査の指摘事項については事例研修として取り入れていきますが、新規事業については事業所管課でないと事業内容が十分にわからないため、具体的なエラーへの防止策、発見策を考えさせることを会計研修でとり上げることは困難です。このため、各事業主管課でとり上げて訓練をすることによって、職員の能力向上に役立つと考えます。</p> <p>(3) 効率的実施と受講しやすさのバランスについて</p> <p>① これまでも要請に応じて、執行部署に出向いての研修を行いました。この方式では受講しやすくなりますが、同一所属でも職員により業務内容が異なるため、研修的が絞りにくい面があります。このため新規採用者などではレベルを合わせた一斉研修が必要であり、平成 18 年度は、対象者により、それに適した研修内容とするとともに、会計検査の結果を踏まえて、必要性和有効性があると考えられる所属には、個別研修も行いました。</p> <p>② 忙しいとのコメントの原因は、研修講師業務の負担が大きいためではなく、日常の審査業務によるものです。審査書類は執行課から連日送られてくるため、職員は検査出張から帰れば、その間に溜まった書類を審査する必要があります。支払い遅延を避けるためには審査業務を優先せざるを得ず、原因分析の時間がとれない状況となっています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>ないかと感じた。そのためには、課単位の個別の研修実施状況がどうなっているのかについて、県庁全体の視点から把握する必要があると思われた。</p> <p>③ なお、効率的な研修のためには、研修へのeラーニングの活用についても検討してみる必要がある。</p> | <p>平成 18 年度は検査機関数を減らして、原因分析等の時間を確保しました。</p> <p>なお、県庁の課室の状況については、審査を通じてチェックしながら必要な対応を考えます。</p> <p>③ 他県の状況(実施は2県)も調査しましたが、有効で効率的な会計研修であるとの結論に至りませんので、eラーニングの実施は見送ります。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>第2 外部監査の結果</p> <p>II. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 港湾施設の利用状況について</p> <p>(1) 高知新港の利用率について</p> <p>日本港湾協会の機関誌「港湾」に記載された「占有率」は時間単位での計算であり、日単位で計算した高知新港の計算とはその基準が大きく異なっている。双方の数値を比較することは全く意味のないことであると同時に、誤解を与えかねない数値の提示である。</p> <p>2. 重要港湾の整備に関する事項</p> <p>(1) 一期公募価格の決定方法について</p> <p>⑤ 陸域部分の分譲単価</p> <p>工業団地の現況においては陸域、海域を区分するものが存在しているとは一切認められない。県からは、陸域部分の分譲単価と海域部分の分譲単価が異なる可能性は説明されたが、一塊の団地をあたかも恣意的に区分して異なる単価を設定する合理性はどこにも見出せない。</p> <p>⑥ 仮に異なる公募価格とした場合のもたらす問題点</p> <p>たとえば、陸域の公募価格を海域のものより高く設定しその分多額の補助金を交付して実際に分譲価格の均衡をとった場合、同一の団地内で、実際の状況に何ら差が認められないにもかかわらず異なる補助率の補助金を交付する事態ともなりかねない。</p> <p>⑦ 仮に同一の公募価格とした場合のもたらす問題点</p> <p>陸域部分の分譲単価を海域部分と同一に設定することは、事業の当初から原価割れの販売を前提とすることであり、特別会計の本来の姿とはかけ離れた実態の運用になってしまう。</p> <p>⑧ 回収可能金額の試算</p> <p>全てが分譲された場合の試算をおこなった結果から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総分譲代金をもってしても総事業費を回収できない。 | <p>第2 外部監査の結果</p> <p>II. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 港湾施設の利用状況について</p> <p>(1) 高知新港の利用率について</p> <p>高知新港でのバース調整は、地形的要因等により岸壁前面での滞船が不可能なこと、突発的な荒天不荷役等によるリスクを回避すること等の理由により、日単位で行っています。このため、利用状況を表す単位は、日単位での利用率を用いています。今後も日単位での表現となりますが、誤解を与えないよう使い方には留意します。</p> <p>2. 重要港湾の整備に関する事項</p> <p>(1) 一期公募価格の決定方法について</p> <p>⑤ 陸域部分の分譲単価</p> <p>陸域部分の分譲単価については、海域部分と同額の単価で分譲する方針で内部での調整を行います。</p> <p>⑥ 仮に異なる公募価格とした場合のもたらす問題点</p> <p>⑤のとおり、同額の単価で分譲する予定ですから、異なる補助率となることは想定していません。</p> <p>⑦ 仮に同一の公募価格とした場合のもたらす問題点</p> <p>38,000 円/m²を陸域部の造成原価として試算をしていますが、これは計画されている工事を全て実施した場合の単純試算で算出された数値です。実際の事業実施に際しては他の工業団地同様、国の補助事業の導入や実際の企業の進出状況に即した工事内容の見直しなどにより造成原価の低減を図っていきます。</p> <p>⑧ 回収可能金額の試算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑦のとおり、今後の事業実施に際しては、総事業費の圧縮などを通じて、できるかぎり特別会計に収支差額が生じないように努めます。 ・又、企業誘致による地域産業の振興や雇用の |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>・陸域部分の実収入を海域部分と同一とした場合、譲渡代金から補助金を差し引いた純収入をもっては、宿毛市土地開発公社に支払うべき用地の先行取得代金をまかなえない。</p> <p>(2) 宿毛湾港工業用地の買い増しについて 陸域部の造成は、中止や延期といった意志決定がされないままに、一方では具体的な実施の見込みが全くない状態で放置されているといっても過言ではない。このような状態の中で、ほとんど実用の見込みのない土地を平成 17 年から平成 18 年に渡り買い増していることは、県民の理解が簡単に得られる事業執行とはいえない。</p> <p>(3) 高知新港の整備の状況について ・新港南側の埠頭は、防波護岸として整備されているものの、その基礎部分は、単に防舷材が付けられていないだけで、完全な岸壁として整備されていることから、長期間、供用しないことは許されないものであり、長期間の内には岸壁の構造物も当然に劣化もする。また、新港整備に着手以来、既に 19 年、さらに新港の一部供用開始以来 8 年経過しているにもかかわらず、未だ、防波堤は完成していない。</p> <p>・現在、供用中の新港西側の岸壁(-12m)の施設能力オーバーと云われる面を補うためには、内外の各方面へ向けてのポートセールスを行い、港湾需要のさらなる拡大に務めることによって東第 1 防波堤の整備完成を促進し、南側の岸壁(-14m)等の供用を図る必要がある。</p> <p>・このような新港建設という巨大プロジェクトについては、建設整備に長期間を要することから、その期間中及び建設整備された後で、どの程度地域社会に効果をもたらしたかを評価する仕組みが必要である。</p> | <p>拡大など、産業政策の分野については従来から一般会計での支援を行っていますので、企業進出を促すための補助金については、各会計での役割分担を考慮にいれながら、議会での審議を経て実施していきます。</p> <p>(2) 宿毛湾港工業用地の買い増しについて 平成 17 年から平成 18 年に取得した土地は、起業地の中に最後の未買収地として残っていた土地を、粘り強い用地交渉の結果、地権者の理解が得られたことにより購入したものです。 このことによって、まとまりのある工業団地としての公募を可能としました。</p> <p>(3) 高知新港の整備の状況について ・高知新港は、太平洋の荒波が直接打ち寄せる外海に面しています。このような港では、防波堤整備を先行させた後、岸壁、埋立工事を実施するのが一般的ですが、長期の時間と大きな投資が必要となります。このため、早期に事業効果が発揮できるように、新港南側の埠頭を将来の岸壁利用を見込んだ防波護岸として整備し、必要最小限の防波堤整備による西側の岸壁(-12m、-8m)の供用開始を目指したものです。 今後引き続き防波堤整備を行い、南側埠頭の早期供用を目指します。</p> <p>・南側岸壁(-14m)については、平成 21 年度より暫定供用が開始されるよう、防波堤整備と合わせ国に要望しています。</p> <p>・新港全体の整備効果は、その影響範囲が広く産業構造も複雑なため単純に算定できません。個々の施設については、新規着手時及び事業着手後 5 年・10 年後に実施する再評価時に整備効果を算定しています。 なお、社会情勢の変化に対応するため、概ね 10 年に 1 度、地方港湾審議会や中央港湾審議会の審議を経て、港湾計画の見直しを逐次行うこととしています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>(4) 宿毛湾港(池島地区)の整備の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿毛湾港(池島地区)については、港湾計画に沿って地域産業開発港として積極的に港湾整備が図られている。一方、地域産業開発については、ほとんど実現しておらず、港湾工業団地の実現可能性も不確実であることから、今後、地域産業開発について再検討する必要がある。 ・港湾需要の確保に向けてポートセーラースを継続するという方向の検討だけでなく、逆に一切の事業を休止し事実上事業から撤退する方向も考慮しながら今後の方向を選択しなくてはならない状況である。 <p>(5) 須崎港における砂利バースについて</p> <p>① 護岸からの砂利荷揚げについて</p> <p>高洲護岸から少し離れて船から錨をおろし、クレーンで荷揚げしているケースが月当り数回見受けられる。高洲護岸は、海岸高潮工事が実施され、高潮から陸域を防護するためのものであり、クレーン等が護岸に接触して破損する恐れがあり、高潮護岸の安全上、この方法による荷揚げは認められず、適正でない。</p> <p>暫定的とは云え、現在、砂利業者には岸壁が提供されていることから改めて護岸からの砂利荷揚げについて禁止すべきである。</p> <p>② 適時適切な措置を講じるべきものについて</p> <p>港町岸壁を4社に割振り、岸壁での荷揚げ及び野積みを認めるということは、取りも直さず、高知県港湾施設管理条例に従って行うということであって、係留施設使用料及び野積場使用料を徴収することを意味している。長期間放置し、黙認してきたことは条例違反であり、適正でない。やむを得ず緊急避難的、暫定的に当該岸壁等を使用させるのであれば、例えば政策的見地から減免措置をとるなど、適時適切な措置を講じるべきである。条例に沿って放置黙認の</p> | <p>(4) 宿毛湾港(池島地区)の整備の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業等の導入及び交通体系の整備という四国西南地域の課題に対応するため、引き続き工業流通団地への企業誘致に努めていきます。 ・宿毛湾港の整備については過去にも事業計画の見直しを行ってきました。今後も、社会情勢や利用状況を考慮して適切に対応していきます。 <p>(5) 須崎港における砂利バースについて</p> <p>① 護岸からの砂利荷揚げについて</p> <p>現在砂利の荷役について大峰バースに移転させるべく、バース背後の住民や砂利採取業者と調整を行っており、当面は、高洲護岸を使用させざるを得ない状況です。使用させるにあたっては注意して使用するよう十分に指導を行うとともに、損傷が起こらないよう監督を行います。</p> <p>また、大峰バースが供用されれば、高洲護岸の使用は禁止する予定です。</p> <p>② 適時適切な措置を講じるべきものについて</p> <p>砂利業者4社のうち3社については、港湾施設使用料の遡及分を徴収済みです。また、残る1社については破産手続き中であり、関係法・規則に従って処理をします。</p> <p>平成17年5月からは、係留施設及び野積場の使用に当たって、砂利業者から使用許可申請を出させて使用許可を行うなど、高知県港湾施設管理条例に基づき適正な管理を行っています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>慣行を改善する必要がある。</p> <p>③ 大峰バースについて 砂利業者の協業化や大型採取船の導入等を図るため、巨費を投じて建設整備された砂利専門バースが長期間利用されていないことは、大きな経済的な損失であることから、問題の早期解決に努め、大峰砂利バースの利用促進を図るべきである。</p> <p>(6) 係船ドルフィンの追加整備について ・当該係船ドルフィン、建設設置以降5年間使用されないまま、現状、資本投下が無駄に終わっている。このように使用されなければ無駄となることから当該係留ドルフィンのような追加施設についてはその需要を十分に把握のうえ、整備推進するよう留意すべきである。 ・なお、この係留ドルフィンについては、監査日現在告示されていないが、池島4号岸壁が平成15年度において告示されたときには既に完成していることから、告示すべきである。</p> <p>(7) 池島地区の臨港道路について 現在の背後地の工業団地への応募状況及び防波堤等池島地区の港湾整備状況を勘案すると、当該2号線の道路整備で十分な状態にあり、当該路線建設の時間的なずれは別にして、当該1号線の一部の区間を先取りしてまで先行投資する緊急性、必要性に乏しく、妥当でない。 当該計画臨港道路の全体的な建設実施方針を明確にして建設に当たるべきである。</p> <p>3. 契約に関する事項 (1) 委託契約の契約締結遅延に対する措置について 給付の開始日が4月1日である契約について4月2日以後の契約書に記名捺印し、遡及させることはできない。当該管理運営に係る委託業務契約のように平成17年5月24日の記名捺印をもって同年4月1日に遡及させることは認められず、適正で</p> | <p>③ 大峰バースについて 大峰バース近隣の住民、砂利業者等と引き続き調整を行い、早期の利用に努めていきます。</p> <p>(6) 係船ドルフィンの追加整備について 係船ドルフィンについては、船舶の大型化に対応するために整備を行い水深-13m岸壁を延長260mとしました。 こうした整備と官民一体となった誘致により大型客船飛鳥Ⅱ(延長241m)の本年10月の寄港が決定されています。今後も利用が促進されるよう官民一体となった取り組みを進めます。 ・告示の訂正を行いました。(平成19年1月30日告示、平成19年3月31日施行)</p> <p>(7) 池島地区の臨港道路について 当初の港湾計画では、1号線のみが計画されていました。2号線は、既設道路(県道宿毛城辺線)と岸壁を早期に連結させるため、平成9年3月の港湾計画変更で追加計画したものです。 また、現在整備済みの1号線の一部は、昭和61年から平成6年にかけて建設した池島地区の小型船だまりに合わせて建設したものです。 今後も、企業の立地状況や港湾の利用状況に応じて、建設に当たります。</p> <p>3. 契約に関する事項 (1) 委託契約の契約締結遅延に対する措置について 委託契約をせず業務を行わせることがないよう適切な措置を講じます。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>ない。</p> <p>特命随意契約であっても安易に流れることなく、前年度の契約を暫定的に一定期間継続させる手続きをとるなど、何らかの形で事前に適切な措置を講じておくべきである。</p> <p>(2) 排水機場運転委託業務契約の契約方法について 平成 17 年度の入札状況はいずれも落札率 97%～98%と非常に高率で競争性に乏しく、指名業者の中にはいずれの場合も予定価格と同じ価格を入札している業者もあり、競争性を阻害することから、適切でない。 これら指名競争入札は、現状では単に契約事務手続きを煩瑣にしているだけで、競争性に乏しく、その効果は認められないことから、契約の原則に立ち返り、一般競争入札とすべきである。</p> <p>(3) 海上パトロール等の管理業務及び高知港臨港道路維持管理業務委託契約の契約方法について 平成 17 年度の入札状況は、いずれも落札率 96.92%～98.64%と高率の落札率に終わっており、入札率の範囲も僅かの差でしかない。また、設計金額が事前公表されているにもかかわらず、入札額もいずれの入札者も下 4 桁の数字は 0 が並んでおり、入札率が僅差にしては指名競争入札における競争性を発揮したとは思われない。現状では、指名競争入札による競争性はあまり認められないことから、契約の原則に立ち返り、一般競争入札に改善すべきである。</p> <p>(4) 特命随意契約の契約方法を改善すべきものについて ① 高知港種崎海岸清掃・除草・剪定委託業務契約について 公平性及び透明性の観点から他の業者にも契約に参加する機会を与えられるように競争入札に改善すべきである。 ② 高知港の港湾区域内における清掃業務委託契約について 県は、当該業務委託契約につい</p> | <p>(2) 排水機場運転委託業務契約の契約方法について 当委託業務は設備保守管理業務契約に相当するものです。排水機の構造上、メーカーとの連携（部品供給）が常に必要な業務ですので、一般競争入札に適さないことから、従前の指名競争入札で行います。</p> <p>(3) 海上パトロール等の管理業務及び高知港臨港道路維持管理業務委託契約の契約方法について 海上パトロール業務については、高知港内の突発的な大型漂流物の曳航引き上げや塵芥の回収処理、流出した油の処理と港湾施設の補修、港内の深淺測量などの業務であり、船の運航など専門性と緊急対応を必要とするものとなっています。また、臨港道路の維持管理業務についても、道路施設での落石処理等、突発的な作業が発生した場合に直ちに作業に取り掛かれる体制をとるため、短時間に対応できる業者の選定を行うことが必要です。これらの理由から、当該業務の契約については指名競争入札が適当と判断しています。</p> <p>(4) 特命随意契約の契約方法を改善すべきものについて ① 高知港種崎海岸清掃・除草・剪定委託業務契約について 平成 19 年度から競争入札とします。 ② 高知港の港湾区域内における清掃業務委託契約について 本委託業務は、県有清掃船の運行委託です。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>て、高知埠頭(株)に一部当該費用を負担させるだけの特別の理由はなく、委託の趣旨に反し、適切を欠くもので適正でない。契約に当たっては、適切で適正価格による予定価格調書を作成するとともに公平性及び透明性の観点から競争入札の方法に改善すべきである。</p> <p>(5) 小額の契約について</p> <p>① 公衆便所の清掃委託業務について</p> <p>集約可能な契約については、逆に積極的にこれらを合算して一括契約とし、指名・一般競争入札を行い、競争性を持たせることも検討すべきである。</p> <p>② 臨港道路の除草委託業務について</p> <p>小額を理由に契約を分割しているものと指摘される可能性もあり、競争性を高めるためにも両随意契約を統合して競争入札とすべきである。</p> <p>(6) 請書作成の省略の徹底について</p> <p>・高知港事務所においては50万円未満の小額な契約については、請書その他これに準ずる書面として見積書をもって請書に代えている。一方、宿毛土木事務所ではオイルフェンス及び巻取機の管理委託契約について契約書を作成し、200円の印紙を貼付しており、事務処理がまちまちである。</p> <p>・契約書(請書)は、当事者間の法律関係を明らかにしておいて後日の紛争を未然に防止するためのもので、みだりにこれを省略することは許されないが、契約事務の簡素化のため規定の範囲で省略化すべきであることから統一的な事務について指導の徹底を期すべきである。</p> <p>4. 補助金に関する事項</p> <p>(1) 補助金の補助効果について</p> <p>補助金を超える金額を次期に繰越し、しかも高知港・宿毛湾港振興会の企業誘致等事業において自衛隊訪問が目立つが、このことが、直接、</p> | <p>指摘のとおり、予定価格調書の作成をしなかったのは適当ではなく、現在は調書を作成しています。</p> <p>なお、港湾区域内の水域は、海底の地形、他船の航行、ゴミの漂着傾向等その運行には習熟を要するため、契約の方法について検討をしていきます。</p> <p>(5) 小額の契約について</p> <p>① 公衆便所の清掃委託業務について</p> <p>意図的に委託業務を分割した訳ではありませんが、今後は、可能なものについては、一体で発注するとともに入札による契約を行うこととします。</p> <p>② 臨港道路の除草委託業務について</p> <p>平成19年度は、臨港道路の区間は県道として道路管理者に移管しており港湾としての除草委託はなくなりました。</p> <p>除草の要望があれば、必要性や予算を考慮しながらその都度対応することになりますが、①で回答したとおり可能なものは一括発注に努めます。</p> <p>(6) 請書作成の省略の徹底について</p> <p>会計規則においては、契約者を決定したときは遅滞なく契約書を作成することを原則として、当該契約金額が小額な契約など、契約書(請書)の作成を省略することができる場合が限定的に規定されています。</p> <p>契約書の作成については、前記規定に則り適正に行われるべきであり、会計企画課としても同規則に沿った契約事務を行うよう指導します。</p> <p>4. 補助金に関する事項</p> <p>(1) 補助金の補助効果について</p> <p>海上自衛艦の寄港は、直接には県の歳入にはつながらないものの、客船などの寄港と同様に、タグボートの利用や綱取り料といった入出港時の直接的な経費の他、船への物資供給や隊員の陸上</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>港湾の振興及び本県産業の振興に資するとは疑問であり、認め難い。繰越金の多寡を考慮のうえ補助の要否を判断する必要があるとともに誘致活動によってどの程度の利用促進及び産業振興が図られたかを検証する必要がある。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の補助目的について</p> <p>土佐清水市からの補助金の申請理由を「あしずり港利用促進事業補助金のため」としているのは、この補助金交付要綱の目的と合致しない。対象港湾という点からみると「あしずり港」が必ずしも適切でないとはいえないが、その必要性があるならば、「あしずり港」の利用促進を含めるなど当該補助金交付要綱を改定し、補助目的に合致させるべきである。</p> <p>5. 財産管理に関する事項</p> <p>(1) 港湾台帳と現地及び告示等との面積、位置の照合について</p> <p>荷さばき地・野積場の面積について、監査人が現地調査及び告示を基に計算した数値と県作成の港湾台帳上の記載数値とが異なっていた。港湾台帳及び港湾施設位置図が正しく作成されているかどうかについてのチェックは、担当者がたまたま誤りに気づけば修正する程度のものしかできていない状態である。港湾台帳は港湾法に基づき作成されるもので、平成 17 年度は 1,696,800 円の委託費をかけて作成している。業務委託に際し納入される成果品については、いわゆる丸投げとならないよう、その品質についても十分に配慮し、検証する必要がある。</p> <p>(2) 野積場、荷さばき地の利用状況について</p> <p>① 第 6 埠頭(横浜地区)の物揚場の野積場について</p> <p>高知県では第 6 埠頭(横浜地区)の物揚場の野積場の利用状況を把握していながら、港湾施設管理条例に従った処理をしておらず、年間最大で約 190 万円になる金額の徴収、減免について責任の所在をあいまいにし</p> | <p>での飲食等における経済効果が期待でき、港湾の振興及び産業の振興に資すると認識しています。こうしたことから、宿毛市、高知市共に官民挙げて誘致に取り組んでいます。</p> <p>なお、一定の事業効果が図られたため、平成 19 年度から本補助金は休止しています。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の補助目的について</p> <p>平成 19 年度から補助目的にあしずり港の利用促進を含めるよう交付要綱を改正しました。</p> <p>5. 財産管理に関する事項</p> <p>(1) 港湾台帳と現地及び告示等との面積、位置の照合について</p> <p>平成 19 年度に、県下の港湾において港湾台帳及び告示と現地を確認し、相互に差異があるものについては、これを改めます。測量等委託が必要なものについては、平成 20 年度以降に予算を要求し、順次必要な訂正を行うこととします。</p> <p>(2) 野積場、荷さばき地の利用状況について</p> <p>① 第 6 埠頭(横浜地区)の物揚場の野積場について</p> <p>港湾施設管理条例に基づき適正に管理を行っていきます。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>たままにしており、極めて不適切な事務処理である。使用料の徴収、減免について港湾施設管理条例に従った適切な処理を行うべきである。</p> <p>過去において 2 度撤去させていながら、今回もまたゴミが発生したのは、野積場の使用料を徴収せずに利用させていながら、適切な管理業務を行っていなかったことにより、野積場の管理責任があいまいとなっていたこととも無関係ではなく、使用許可を行い使用者の責任を明確にすべきであったと思われる。</p> <p>② 棧橋の野積場のイベントホールについて</p> <p>高知県港湾施設管理条例第 2 条に規定する「占用」の意義とは、工作物を設置して、港湾施設の一部を利用することであり、建物の設置は規定していないため、野積場占用料としてその料金を徴収することは適当でないと思われる。</p> <p>また、野積場に建設した倉庫をコンサート会場等のイベントホールとして使用することは野積場の本来用途（貨物その他の物品の一時保管）とはかけ離れた用途に使用されているため、施設区分を変更する等してより実態に即した管理を行うべきであると思われる。</p> <p>③ 第 4 埠頭(北タナスカ地区)の荷さばき場について</p> <p>県有の財産内に対する車両の放置あるいは投棄という明らかに不適切な状態に対し迅速な対応をとるようになる必要がある。</p> <p>(3) 物品の受入(取得)手続きについて明確にすべきものについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ内容の財産（オイルフェンス巻取機）の一方を物品（重要備品）とし、他方を不動産の定着物として一体に取扱うことは、財産の記録管理に統一性を欠くものであるとともに財産に関する調書（決算附属書類）の記録に影響を及ぼすことから適正でない。 ・ オイルフェンス巻取機のように土地に設置され、不動産に定着した施 | <p>② 棧橋の野積場のイベントホールについて</p> <p>野積場に建物を設けることについては、「工作物の設置」に当たります。</p> <p>また、料金の適用については適切に行われています。</p> <p>当該地域は、港湾法上の分区で、マリーナ港区に指定されていますが、当該建物は、プレジャーボート等の利用者も利用するレクリエーション施設であり、この分区で建設できる建物及びその利用方法としては適正なものです。</p> <p>ただし、当該建物が野積場に存することについては、検討を要すると考えています。</p> <p>③ 第 4 埠頭(北タナスカ地区)の荷さばき場について</p> <p>平成 19 年 6 月 22 日現在、放置車両は、5 台を処分し残りは 1 台になっています。この 1 台については所有者が判明しており自主撤去の指導をしています。</p> <p>(3) 物品の受入(取得)手続きについて明確にすべきものについて</p> <p>公有財産の不動産及び動産の従物（定着物）については、地方自治法第 238 条第 1 項に規定されています。また、物品については、同法第 239 条第 1 項に規定されています。</p> <p>それによると、公有財産である不動産及び動産の従物は、主物の効用を助けているか否かによって判断されます。つまり主物の効用を助けている従物であれば公有財産、従物でなければ物品になり、同じ製品であっても公有財産、物品として別に管理されます。</p> <p>実際には主物（不動産）と従物（物品）を一体</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>設の類は、単に予算科目の違いによる物品受入(取得)基準ではなく、不動産の従物(公有財産—工作物)であるか否か(物品)を基準とするなど、物品の統括管理を行う出納局において物品の受入(取得)手続きを明確にし、全庁的、統一的に指導すべきである。</p> <p>(4) 浮き栈橋に係る事務処理について 高知港において堀川浮き栈橋(事業費不明)、長浜川浮き栈橋(事業費 57,010 千円)及び仁井田地区の浮き栈橋(事業費 220,700 千円)の浮き栈橋という名称の公有財産が港湾施設情報(港湾施設台帳)に表示されているにもかかわらず、財産に関する調書には記載されていない。特別な根拠及び理由のないまま、あるいはその根拠、理由等を認識しないまま記載しないのは適正でない。</p> <p>金銭の収支状況が中心の決算書の欠点を補い、年度末の財産の変動について明確に表示する決算附属書類であるので、当該調書に記載、未記載を問わずその根拠、理由を正確に把握、認識して事務処理に当たる必要がある。</p> <p>6. 収入に関する事項 (1) 船舶給水に係る給水使用料の根拠を明確にすべきものについて 当該船舶給水については高知県港湾施設管理条例(昭和 29.10.1 条例第 53 号)の使用料の対象としては定められていないため、したがって条例の根拠もないことから、形式の如何を問わず、不特定多数の船舶から使用料を徴収することは適正でない。</p> <p>船舶給水施設は、船舶に給水し易いように特別に岸壁・栈橋に船舶用の給水栓を設備したもので、本来、船舶に給水することを目的とするものであって、合規性及び透明性の観点、さらに受益者負担の観点からも</p> | <p>的に取得する場合は、不動産の取得目的で取得することになり、従物だけを取得する場合は、物品の取得科目で取得されることとなります。</p> <p>しかし、物品として取得した場合でも、取得後に設置状況や使用形態などの状況を判断して主物(不動産)の従物である場合は、公有財産に管理替をして管理することとなります。</p> <p>今回の件については、現状を確認するとオイルフェンス巻取機は土地の従物であり、公有財産として管理すべきものです。</p> <p>公有財産・物品の管理について、地方自治法の規定のとおり適正に取得及び管理するよう、会計管理局において、今後とも統一的な指導を行います。</p> <p>(4) 浮き栈橋に係る事務処理について 高知県財産規則第4条の公有財産として扱いを除外する規定において、岸壁等については除外されており、係留施設の一種である栈橋は公有財産に当たらないと解されます。</p> <p>従って、財産に関する調書には当該栈橋を記載していません。</p> <p>6. 収入に関する事項 (1) 船舶給水に係る給水使用料の根拠を明確にすべきものについて 高知県港湾施設管理条例を改正し、高知港の給水施設使用料を定めました。</p> <p>なお、高知港以外で県が保有する給水施設は、現在供用又は使用がされていないので、料金は定めていません。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>当該港湾施設管理条例に船舶給水使用料の根拠を明確にし、徴収すべきである。</p> <p>(2) 県営上屋等の使用料について 港湾管理運営上極めて重要な港湾施設であるにもかかわらず、同港湾施設管理条例には上記の表に示す県営上屋等は、港湾施設の一つとして使用料の対象とされず、特定の業者に貸付けているが、公共性及び公平性の確保の観点から適正でない。 県営上屋等の有償貸付契約についてみると、駐車場に係る契約を除き、そのほとんどは運送業者、港運業者及び倉庫業者等に転貸し(承認済み)している。借受者の高知埠頭(株)は、単に、取次業者であって、これら県営上屋等の最終の利用者ではなく、最終の利用料金の決定業者であるが、その決定内容等が明確でなく、透明性に欠け、適切でない。 県営上屋及び待合室等フェリー埠頭施設は、港湾法上の港湾施設の一つであり、公共性、公平性及び透明性の観点から、港湾施設管理条例において使用料の対象とするよう、改善検討する必要がある。</p> <p>(3) 上屋付き荷さばき地について 現在のの上屋付き荷さばき地の使用者の実態は、海上運送と陸上運送の中継点にあつて貨物の荷さばき、一時保管のための施設というより、運搬用車両を上屋に格納しているなど特定の業者に対する専用倉庫といえなくもない。上屋周辺で、他の者が利用している部分はほとんど無く、許可範囲外の使用が直接障害になっているとは言えない実態ではあるが、黙認している状況が継続すると将来対応が困難になる可能性もあり、この際、使用許可範囲を厳密に取扱い不適切な使用状況を解消すべきである。</p> <p>7. その他の事項 (1) 港湾特会への貸付金について 現在の港湾特会の財源不足に対しての一般会計からの補填は、形式上は貸付金ということでおこなっている</p> | <p>(2) 県営上屋等の使用料について 行政財産として管理することも選択肢のひとつとして検討します。</p> <p>(3) 上屋付き荷さばき地について 上屋の使用許可をした相手方に使用できる範囲を説明し、適正な利用をさせます。</p> <p>7. その他の事項 (1) 港湾特会への貸付金について 現在の収支予測を整理し、今後の特別会計の在り方を検討します。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>るが、その償還計画は具体的なものはなく、港湾特会に資金余剰が発生した場合に一般会計に返済するというものであり、予測によれば完済には現有施設の耐用年数の倍以上の超長期間を要する非常に不健全な状態になっている。</p> <p>このことは、形式上は返済予定のある貸付金であるが、実態は、港湾特会の経営効率等を一切考慮しない、基準のない財源不足の単なる補填といわれても仕方が無い状態にある。公共性等の観点から一般会計が負担する必要のある部分があれば一般会計が負担するとともに、港湾特会が本来負担すべき部分を明確にし、もって特別会計本来の機能の発揮につとめる必要がある。</p> <p>なお、今回の監査の過程におけるヒアリングや、提示された資料において、港別の収支予測がなされていないなど港湾特会における採算性に関する検証が高知県においてはほとんどなされていないという実態が明らかになった。今後、業務運営の効率化、合理化につとめ、港湾特会事業の健全な運営にも留意する必要がある。</p> <p>(2) 宿毛市土地開発公社への港湾工業団地の先行取得費のための貸付金について</p> <p>これらの取引は、形式は貸付金であるが、実態は土地買収代金であると言わざるを得ない。さらに、公社が期末日前後数日間、県への返済資金として金融機関から有利子で借入をおこなっているのがこの金利は平成元年度分から平成 18 年度分まで累計で 10,640 千円にのぼっており、さらに平成 19 年度分として 2,672 千円を見込んでいます。</p> <p>従来から包括外部監査において指摘を受けているところではあるが、このような不自然で不経済な、不適切な状況は早急に解消する必要がある。</p> <p>(3) 入港船舶集計表等の集計表の作成について</p> <p>業者に依頼して表計算ソフトの集計結果から自動的に集計表が作成で</p> | <p>(2) 宿毛市土地開発公社への港湾工業団地の先行取得費のための貸付金について</p> <p>平成 19 年 4 月 16 日付け高知県職員措置請求監査報告書によれば、「宿毛市公社に対して必要な資金の調達及び金利負担の軽減のためどころがし貸付を実行することは、現下の厳しい財政状況であっても、県の施策としてやむを得ないと認められる」と報告されています。</p> <p>なお、港湾工業団地への企業誘致を推進し、できるだけ早い時期に先行取得費のための貸付金の解消に努めます。</p> <p>(3) 入港船舶集計表等の集計表の作成について</p> <p>実情に応じて業務の効率化を検討します。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>きるソフトを作成するなどにより、業務の効率化を図ることを検討されたい。</p> <p>(4) 本庁と出先機関との権限を合規に行うべきものについて これら物品について、保守管理等の予算執行は高知港事務所で行い、物品の記録、報告等財産管理を本庁港湾課で行うことは同事務処理規則に反し、適正でない。また、これら報告された物品のうち、軽自動車、オイルフェンス巻取機及びオイルフェンスは他の港湾にもあるが、高知港のみを特別に港湾課が取扱う理由が明確でない。 高知県事務処理規則に従って財産管理及び予算執行における本庁と出先機関との事務処理権限を明確にすべきである。</p> <p>(5) プレジャーボートの放置艇問題について ① プレジャーボート放置艇対策の現況 プレジャーボートをガードレールにロープで係留しているものは、ガードレールを破損させるおそれがあり、速やかに適切な場所に係留するよう指導する必要がある。</p> <p>③ 仁井田ボートパークについて 河川区域の放置艇対策はまだ端緒についていないため、仁井田ボートパークに余剰枠が生じたまま十分に利用されない可能性がある。施設は未使用であっても、時間の経過とともに陳腐化していきその利用可能年数も短くなることから、一刻も早く施設の有効活用を図られたい。 防災上の観点からは、流出等の危険性の高い区域から対策を進めていくべきであり、新規に係留施設を建設せずにボートパークを含めた既存施設で放置艇を収容する予定なのであればなおさら流出の可能性の高い区域などの危険な場所から対策を進めるべきである。関係機関で早急に協議を行い、具体的な方針を定め対策を講じる必要がある。</p> | <p>(4) 本庁と出先機関との権限を合規に行うべきものについて できるものから順次権限のあり方を見直していきます。</p> <p>(5) プレジャーボートの放置艇問題について ① プレジャーボート放置艇対策の現況 管内の各地区において、順次県の指定する区域へ係留を行うよう指導していきます。</p> <p>③ 仁井田ボートパークについて 港湾区域内におけるプレジャーボート対策の進展やプレジャーボートの保管に関するPR等により係留隻数は増加しています。 今後も関係機関と連携して、施設の活用に努めます。</p> |

| 監査結果 | 措置の内容 |
|---|--|
| <p>テーマ2：公社等外郭団体の財務及び経営管理に関する事務の執行について</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>1. 公社等外郭団体の改革と県と公社等外郭団体の関係の整理について</p> <p>(1) 県と公社等外郭団体の関係の整理について</p> <p>改革の基本方針の一つとして「公社等外郭団体に対する県の人的・財政的支援を縮小・見直しする。」としているが、まず、公社等外郭団体の憲法ともいべき定款、寄付行為の規定を早急に見直し、改革の推進に向けた環境づくり、土台作りをする必要がある。</p> <p>また、「公の施設」の管理のために設立された公社等外郭団体も少なくない。これらの公社等外郭団体の理事長、専務理事、事務局長等経営の中核を担う職員の多くは県からの派遣によっているが、県が政策遂行上主導的に設立した法人に対する責任として、早急に具体的対応をとる必要がある。</p> <p>(2) 公社等外郭団体が独自に雇用した職員の処遇について</p> <p>公社等外郭団体が独自に雇用した職員の処遇については、一義的には団体において責任を持って対処すべきことではあるが、各公社等外郭団体間で吸収すべきところは、極力、団体間の交流等により吸収し、再就職の支援については広く、県の雇用対策の一環として取り組む必要がある。</p> <p>県と公社等外郭団体とが相互に協力して、有効なプロパー職員の処遇を実施されることを期待する。</p> <p>2. 公社等外郭団体の事務所の使用関係について</p> <p>3. 公の施設の数値目標について</p> <p>4. 法人税の計算について</p> | <p>テーマ2：公社等外郭団体の財務及び経営管理に関する事務の執行について</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>1. 公社等外郭団体の改革と県と公社等外郭団体の関係の整理について</p> <p>(1) 県と公社等外郭団体の関係の整理について</p> <p>平成18年7月3日に施行した「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」において、指定管理者の公平公正な選定の観点から、県議会議員、知事、副知事、出納長、委員会委員等が役員に就任している団体は、公募の対象から除外すること、また、県の外郭団体が指定管理者の公募に応募する場合は、県職員が当該団体の事業運営や意思決定等に影響を及ぼす役員に就任しているときは、原則として当該役員を辞任することを定めました。</p> <p>今後の指定管理者の公募に当たって、県の外郭団体が応募する場合は、この運用指針に沿って、必要な措置が採られることとなります。</p> <p>なお、役員選任等に係る定款、寄付行為の改正については、基本的には、それぞれの団体の責任において理事会等で決定されるものですが、公社等外郭団体の改革の基本方針や本運用指針に沿った対応となるよう、所管課を通じて投げかけを行っていきます。</p> <p>(2) 公社等外郭団体が独自に雇用した職員の処遇について</p> <p>平成16年3月に策定しました「公社等外郭団体の改革」の基本方針において、「体制縮小や廃止に当たっては、プロパー職員の処遇について十分配慮するものとししました。県は、団体への関与の状況に応じ、団体と協力して、団体間の人事交流や再就職の支援を行う。」としており、この基本方針に沿った対応を行っていきます。</p> <p>なお、廃止の方針が決定している土地開発公社及び住宅供給公社については、外郭団体のなかでも特に県の関与の強い団体であり、他団体への円滑な交流を図ることを中心として、重点的に雇用の場の確保に努めていきます。</p> <p>2. 公社等外郭団体の事務所の使用関係について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>4. 法人税の計算について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>5. 実費弁償方式の委託費の精算に際しての消費税の計算について</p> <p>(1) 実費弁償方式における委託料の算定に際しての消費税の計算について</p> <p>(2) 統一的な仕事の進め方について この指摘事項は、個別の事案についての問題点の指摘であると共に、県庁内における仕事の進め方に対する指摘である。例えば実費弁償方式による委託料の確定計算に際しての消費税の計算のような全庁的な事項に対し統一的処理による事は多くのメリットが認められる。 このことは、処理の標準化による事務の混乱と錯誤・誤謬等の防止の典型的事例でもある。このような事項に対し、県として適切に対応できる体制は、事務執行のダウンサイジング化においても重要なことと考える。</p> <p>(3) 高知県行政監査報告書における誤解について なお、平成 16 年度高知県行政監査報告書（抄）の「職員を派遣している団体への人件費等の支出について」の中の（1）実費弁償方式における委託料の算定に際しての消費税の計算について（参考資料参照）において「以上、基本的には上記 2 つの計算方式により実費弁償方式の委託料の決定における消費税の計算が行われている。当然、どの方法による計算を採用するかによって委託料等の額が変動することになる。よって、実費弁償方式である委託料においては、委託者である県が十分に計算内容を把握したうえで契約額を確定する必要がある。」と指摘している。 しかし、この指摘のうち「当然、どの方法による計算を採用するかによって委託料等の額が変動することになる。」という部分は、高知県スポーツ振興財団の消費税で詳細に検討した結果でも明らかなように、一部誤りを含んでいると思われるのでここで合わせて指摘しておきたい。</p> | <p>5. 実費弁償方式の委託費の精算に際しての消費税の計算について</p> <p>(1) 実費弁償方式における委託料の算定に際しての消費税の計算について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>(2) 統一的な仕事の進め方について 公社等外郭団体の事務処理については、基本的には各団体の実情に応じて、各団体の責任において行われるべきであり、会計担当職員の資質の向上や税理士、公認会計士などの専門家の活用を図っていくよう団体所管課を通じて投げかけていきます。</p> <p>(3) 高知県行政監査報告書における誤解について 【監査委員事務局で回答】</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| 6. 行政財産の目的外使用に係る使用料の取扱いについて | 6. 行政財産の目的外使用に係る使用料の取扱いについて 【個別の団体における指摘事項で回答】 |
| 7. 三六協定について | 7. 三六協定について 【個別の団体における指摘事項で回答】 |
| 8. 計算書類の表示について | 8. 計算書類の表示について 【個別の団体における指摘事項で回答】 |
| 9. 委託費の精算事務手続きについて ① 年度末近くの契約変更は、県予算の当年度内の効率的執行及び有効活用からみて時期的に遅く適切でない。 ② 「精算方式」を採っているにもかかわらず、年度末での契約変更は、二重の行政コストとなり、事務手続も煩瑣になり適切でない。 ③ 多額の返戻金の発生は、資金の有効利用を阻害する。 | 9. 委託費の精算事務手続きについて 【個別の団体における指摘事項で回答】 |
| 10. 再委託契約の競争性の確保について | 10. 再委託契約の競争性の確保について 【個別の団体における指摘事項で回答】 |
| 11. 退職給与引当金について | 11. 退職給与引当金について 【個別の団体における指摘事項で回答】 |
| 12. 消耗品の購入単価について | 12. 消耗品の購入単価について 【個別の団体における指摘事項で回答】 |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>1. (社)高知県建設技術公社</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>12. 消耗品の購入単価について</p> <p>各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 実際の出資比率と定款の規定について</p> <p>① 出資を要しない社員について理事会で承認手続きを経していない。</p> <p>② 定款第 14 条では未だ高知県の強い関与を示す内容となっている。</p> <p>③ 高知県の有する議決権は誰が行使したのか明確な記録になっていない。</p> <p>実際の法的な側面においても、高知県との関係を整理し、明確にすべきである。</p> <p>(2) 新土木積算システムの使用権原について</p> <p>市町村等からの受託業務に係る「新土木積算システム」の使用について、必要な事項を取り決め、権原を明確にしておくべきである。</p> | <p>1. (社)高知県建設技術公社</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>12. 消耗品の購入単価について</p> <p>当社で使用する主な消耗品の調達方法は、平成 16 年度以降、前年度末に複数の者から翌年度の年間単価見積を徴し、その最低価格者に対し、必要な数量を適宜発注するものです。</p> <p>平成 17 年度は、8 者から見積を徴し、うち 7 者と取引がありました。</p> <p>平成 18 年度は、平成 17 年度に取引のあった 7 者に新規 2 者（営業活動実績等から判断）を加えた 9 者から年間単価見積を徴し、これに基づき、発注を行っています。</p> <p>なお、年間見積のない消耗品は、3 万円未満と見込まれる場合、類似品の最低価格者から見積を徴し発注しています。3 万円以上と見込まれる場合は、類似品の最低価格者と次順位者の 2 者から見積を徴し、低価格者に発注していません。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 実際の出資比率と定款の規定について</p> <p>① 定款 6 条第 1 項ただし書きのとおり、理事会の承認を得ることとします。</p> <p>② 公社改革の課題の 1 つとして、県の関与を縮小していきます。なお、平成 17 年度、35 市町村が会員加入し、一定方向付けが進みました。</p> <p>③ 議決権の行使を明確化するよう手続きを踏んでいきます。</p> <p>(2) 新土木積算システムの使用権原について</p> <p>市町村への新土木積算システムの提供に関する県との覚書等の締結について、現在、県土木部建設管理課と協議中です。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>(3) 法人税申告上のみなし寄付金について 法人税申告上のみなし寄付金について決算見込の精度を向上させるとともに、みなし寄付に関し特別の規定の活用を意を用いるべきである。</p> | <p>(3) 法人税申告上のみなし寄付金について 決算見込等の事務処理の精度を向上し、適切な税務処理を行います。</p> |
| <p>(4) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いについて 所管部局によって使用料の「徴収」と「免除」と、その取扱いが大きく異なっている。 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いを統一的行うべきである。</p> | <p>(4) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いについて 平成6年4月の移転に際し、社屋の改造費 25,094,920 円、駐車場舗装費 2,441,100 円を負担支出しています。 そうした背景もあり、本部は「免除」、支部は「徴収」の取扱いがなされていると認識していました。 なお、平成18年度から、教育委員会、土木部共に目的外使用料は、免除になりました。</p> |
| <p>(5) 休日の振替に際しての割増賃金の支払いについて 休日出勤について、休日の振替をしているものがあつたが1週間の法定労働時間を超えた分について割増賃金の支払いをしていなかった。</p> | <p>(5) 休日の振替に際しての割増賃金の支払いについて 平成17年度からは、割増賃金を支払っています。</p> |
| <p>(6) 三六協定について 三六協定の有無を確認したところ締結していなかった。</p> | <p>(6) 三六協定について 本監査の指摘を受け H18.2.24 に三六協定を締結し、H18.2.27 労働基準局に届出を済ませています。</p> |
| <p>(7) データ保護に関する管理規程について データ及びプログラム等の管理等を明確にすることは重要であることから、新土木積算システム運用管理委託契約の規定に従い、管理規程を定め、厳に遵守すべきである。</p> | <p>(7) データ保護に関する管理規程について 県土木部建設管理課と内容協議のうえ、平成17年12月27日付で土木積算システム運用管理規程を定め、業務を実施しています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>2. (財)高知県ふくし交流財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 数値による目標管理や評価は当然に万能ではない。しかし数値に含まれる非常に重要な情報を無視しては的確な経営の継続は困難である。どのような数値を評価基準や目標とするかは簡単なことではないが、目標や評価基準の数値化は不可欠なものとする。</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第 36 条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し（以下三六協定という）、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 外郭団体中低い金額で消耗品を購入している団体 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 委託契約の一部変更に関する事務処理について 委託料、とりわけ人件費は、予算の効果的な執行のため、全体額を按分して分割払いをされていることから、一部人件費の変更については変更事由の発生したときに速やかに変更契約を行うべきである。</p> | <p>2. (財)高知県ふくし交流財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 平成 18 年度からふくし交流プラザの指定管理者となり、貸し室の稼働率向上を図ることが利用者の増加につながるものと考えています。目標数値の重要性について認識しており、今後の検討課題としています。</p> <p>7. 三六協定について 三六協定については労使間で協定を締結し、平成 18 年 4 月 4 日に労働基準監督署長に届出を行いました。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 外郭団体中低い金額で消耗品を購入している団体 財団における消耗品の購入単価については、概ね高知県の購入単価と比較しても適正な水準と考えていますが、フロッピーディスクなど一部に割高と思えるものもあるため、県の物品購入契約単価との照合を的確に行うなど、一層の経費削減に努めることとしています。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 委託契約の一部変更に関する事務処理について 一部人件費の変更については、年度当初から判明していたことではありますが、契約事務及び概算払い事務を急いでいたこともあり、また、従来、委託額の変更等については、年度末の額の確定、精算時に実施してきたことから、平成 16 年度についても同様の処理としていたものです。なお、平成 18 年度から県職員の派遣を止めています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>(2) 高齢者に対してのパソコン講習会について</p> <p>① 高齢者のインターネット利用のためのパソコン講習需要を的確に把握するなど、より一層の効果的な事業執行に努めるべきである。</p> <p>② 委託契約については、年度末に契約変更しているが、パソコン業務を再委託(5/16)した時点で実績予定額は想定できることから早めの契約変更を行うべきである。</p> <p>(3) 有価証券の会計処理について 少額ではあるが、誤った処理が発見された時点で、正規の会計処理をすべきであり、厳正な事務処理につとめるべきである。</p> <p>(4) 法人税の計算におけるみなし寄付金について</p> <p>① みなし寄付金の規定を適用し所得計算した場合に比較して法人税等を 95,200 円過大に納付している。</p> <p>② 税務面では決して専門的知識が十分とは言えない担当者レベルでの対応しかしておらず、かつ県の主管課においても担当者の疑問に対し適切な指導が出来ていない。</p> <p>③ 年度当初から収益事業課税に対する的確な対応がとれておらず区分経理や、みなし寄付金規定適用に必要な収益事業から収益事業以外の事業に対し寄付金の支払いもなされていない。</p> <p>(5) 実費弁償方式による委託費の消費税の確定計算について</p> <p>① 実費弁償方式における委託料の算定に際しての消費税の計算について 消費税の計算について、反復計算等の確定計算の手続きを十分におこなわず、委託費の精算をおこなっている。</p> | <p>(2) 高齢者に対してのパソコン講習会について</p> <p>① 講習会参加者から要望を聴取し、ニーズに沿った講習会となるよう、平成 18 年度からメニューを増やしています。</p> <p>② II. 2. (1) で述べたように契約の変更については年度末に実施してきた経緯がありますが、金額の多寡や実施の時期などを考慮しつつ、実態に即して契約の変更等を行うことにしています。</p> <p>(3) 有価証券の会計処理について 指摘事項に基づき、誤った処理が発見された時点で正規の会計処理を行う等、厳正な事務処理に努めることとしました。</p> <p>(4) 法人税の計算におけるみなし寄付金について</p> <p>① 指摘事項については、平成 18 年度から区分経理を行い、みなし寄付金としての処理を行っています。</p> <p>② 税理士である監事に監査を通じて助言を受けていますが、困難な事案については、適宜相談を行うようにしています。</p> <p>③ 平成 18 年度から、基金事業等の部と収益事業の部による区分経理を実施し、みなし寄付金の適用が受けられるようにしています。</p> <p>(5) 実費弁償方式による委託費の消費税の確定計算について</p> <p>① 従前は、委託費の精算時に仮決算を行い、これに基づき消費税額を算出していましたが、平成 17 年度から、委託費の確定額に基づき消費税額を算出することとしました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>② 障害者スポーツセンターに係る委託費の消費税計算について 内部的な消費税の部門別負担計算において障害者スポーツセンターに係る事業が負担した消費税が過大になっている。</p> <p>③ ふくし交流プラザの管理委託費に算入すべきでない消費税について</p> <p>i) 収益事業のうち自動販売機手数料収入に係る法人税等について 自動販機手数料にかかる法人税等を、県が負担しているが、根拠はなく、財団の負担とすべきである。</p> <p>ii) 受託事業以外で負担すべき消費税について 受託事業以外の負担金や雑収入が負担すべき消費税を県が負担しているが、県が負担する根拠はなく、財団の負担とすべきである。</p> <p>iii) 上記①に係る消費税について 上記①に係る消費税 178,300 円が、ふくし交流プラザの管理委託費に含めて精算されている。</p> <p>iv) その他 以上の原因により平成 16 年度の実費弁償方式による委託費は総額で 335,502 円過大となっている。</p> | <p>② 内部的な消費税の部門別負担計算においては一般の消費税の計算方法により実施することとしました。また、計算の基礎となる売上高について、受託事業の未実施に係る委託料が含まれないよう留意します。</p> <p>③ ふくし交流プラザの管理委託費に算入すべきでない消費税について</p> <p>i) 従来、施設管理の一部として自動販売機手数料収入に係る法人税等について、ふくし交流プラザの管理委託費に含めていましたが、平成 17 年度からは財団の負担としています。</p> <p>ii) 指摘事項については、平成 17 年度からは財団のその他の事業に区分し、財団の負担としています。</p> <p>iii) 指摘事項については、平成 17 年度からはふくし交流プラザの管理委託費には含めていません。</p> <p>iv) 平成 18 年度から、財団がふくし交流プラザの指定管理者となったため、実費弁償方式による委託料の支払いは無くなっています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>3. (財)高知県牧野記念財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第 36 条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し（以下三六協定という）、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なり、同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 補助金の変更申請について 年度の早い時期に補助金の各科目経費の流用等補助金の内容変更申請を行い、県の承認を受けるべきである。</p> <p>(2) 補助事業により取得した物品について 物品（財産）台帳を整備し、会計規定に従って貸借対照表に計上するなど適正に管理すべきである。</p> | <p>3. (財)高知県牧野記念財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 平成 18 年 4 月 20 日に協定書を労働基準監督署に届け出ました。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 安価に購入するよう努めていますが、なお、一層経費削減に努力します。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 補助金の変更申請について 今後、同様の事例が生じた場合は変更申請を行います。</p> <p>(2) 補助事業により取得した物品について 平成 15 年度に遡って財産台帳を整備し、固定資産として計上しました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>(3) 土佐寒蘭センターの管理について 2 か所で分散管理することは、管理運営上、非効率でかつ不経済なものとなっている。 県民の財産である公の施設が、実質的に愛好家中心の施設となり、設立後 10 年程度で施設の存廃が問題にされることは有効性の観点から見て適切でない。</p> <p>(4) 委託契約に当り委託経費の積算について ① 管理委託契約は精算方式によっているにも係わらず年度末に契約変更を行っている。年度末近くの原因の不明確な変更契約は、二重の行政コストとなり、事務手続も煩瑣になり適切でない。 ② 契約に当り委託契約における不用額が生じないように、委託契約の積算を的確に行うべきである。</p> <p>(5) 調査特別会計における短期借入金について ① 全く必要ない資金調達と金利の支払い 必要資金を一般会計から調査特別会計に貸し付けたならば、外部から有利子の資金を調達する必要は全くない。 ② 他の団体に比較し高い金利 融資交渉に先がけての関連外郭団体からの情報収集や金利の交渉を十分におこなった結果とは認めがたい。 ③ 会計処理上の問題点 年度末に翌年度の負担となる利息を未払計上しているが利息の支払い方法は先払いであり、あきらかに翌期の負担となる利息である。</p> | <p>(3) 土佐寒蘭センターの管理について 平成 18 年 8 月 31 日をもって高知県立土佐寒蘭センターを廃止し、その機能を牧野植物園へ統合しました。</p> <p>(4) 委託契約に当り委託経費の積算について ① 指定管理者となり、18 年度以降は生じない見込みです。 ② 予算の見積りは的確に行うよう努めます。</p> <p>(5) 調査特別会計における短期借入金について ① 調査特別会計の内部留保により、今後は借入れは生じない見込みですが、なお、会計処理上の問題は留意します。ただ、一般会計は県の委託料を財源としており、財団の収益事業に貸し付ける余裕資金を県として支払うことが認められるのかについては、なお、疑問をもっています。 ② 今後、借入れの必要が生じた場合は留意します。 ③ 今後、年度末の未集金、未払金計上の際は留意します。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>(6) (財)土佐寒蘭振興協会の解散と(財)高知県牧野記念財団基本財産の経緯 追加出捐の 20 万円は、全く必要なかったものであり、事前に慎重な検討をすることで不必要な負担を避ける努力をすべきである。</p> | <p>(6) (財)土佐寒蘭振興協会の解散と(財)高知県牧野記念財団基本財産の経緯 (財)土佐寒蘭振興協会の寄付行為に沿って「類似の目的を持つ公共的団体」として(財)高知県牧野記念財団へ基本財産を移しましたが、今後、同様の事態が発生した場合は、ご指摘の趣旨を尊重した対応をします。</p> |
| <p>(7) 収益事業に対する法人税計算について 財団は、公益法人等に対するみなし寄付金の規定を十分に活用するための経理処理を行っていないため、法人税等を多額に納付している。</p> | <p>(7) 収益事業に対する法人税計算について 18 年度以降は指定管理者制度となるため同様のことは生じませんが、財団の自主財源の取り扱いについて、結果は別として、もう少し県との意思疎通を図るべきでした。</p> |
| <p>(8) 消費税の計算における特定収入の取扱いについて 同一事業体内での内部取引たる公益法人等の特別会計から一般会計への繰入金等は特定収入に該当しない。</p> | <p>(8) 消費税の計算における特定収入の取扱いについて 税務署に対し更正手続きを行いました。</p> |
| <p>(9) 収益事業に対する寄付金について 内部的な振替処理は各会計の収支の把握のためにおこなわれているものであり、収益事業に係る益金とすることには疑問がある。</p> | <p>(9) 収益事業に対する寄付金について 収益事業に係る益金とすることの可否について、なお、検討中です。</p> |
| <p>(10) 植物協会総会費用について 日本植物協会総会開催経費を調査特別会計に含めて表示することは明らかに不適切であり、少なくとも総会開催特別会計といった独立した特別会計で表示すべきである。</p> | <p>(10) 植物協会総会費用について 財団とは異なる組織の決算ではありますが、財団の会計処理を伴うものは、透明性を図る観点からすべて表示することとしてきました。 調査特別会計に含めて計上したのは、過去の総会担当団体においては不足分の継ぎ足しを行っており、高知県での開催の場合も財源不足による継ぎ足しが必要となる場合は、財団の収益事業会計の中から補填すべきだと考えたことによります。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>4. (財)高知県文化財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について</p> <p>数値による目標管理や評価は当然に万能ではない。しかし数値に含まれる非常に重要な情報を無視しては的確な経営の継続は困難である。どのような数値を評価基準や目標とするかは簡単なことではないが、目標や評価基準の数値化は不可欠なものとする。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について</p> <p>各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項 〔財団〕</p> <p>(1) 委託契約に当たっての経費積算について</p> <p>① 管理委託契約は精算方式によっているにも係わらず年度末に契約変更を行っている。年度末近く理由の不明確な変更契約は、二重の行政コストとなり、事務手続も煩瑣になり適切でない。</p> <p>② 契約に当り委託契約における不用額が生じないよう、委託契約の積算を的確に行うべきである。</p> | <p>4. (財)高知県文化財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について</p> <p>公立文化施設の目標は、狭義には、それぞれの設置管理条例に定められた目的を達成することであり、広義には、活動を通じて広く県民の皆様が歴史や芸術などの文化に触れることで県全体の文化水準の維持向上を図っていくことです。指摘にもありますとおり単に数値での目標管理ではすべてを表すことはできませんと考えますが、一定の目標とはなりますので、今後の事業計画において、各施設の特性に応じた目標項目（入場者数、企画事業の数、出前講座などの実施予定回数、稼働率等）を記載していきます。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について</p> <p>平成 18 年度からは指定管理者として各施設を運営しており、経費の削減は取り組む課題です。指摘のような事例も参考としていきます。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項 〔財団〕</p> <p>(1) 委託契約にあたっての経費積算について</p> <p>指摘のとおり予算の効率的な執行の点で適切ではありませんでした。平成 18 年度からは指定管理者制度による利用料金制となっており、一部の事業を取りやめるといった管理運営上の大きな変更がない限り、基本的に管理代行料の契約変更は生じませんが、指摘の点は今後の業務に反映していきます。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>(2) 法人総務部事務室に係る使用関係の権原について 法人総務部事務室に係る使用関係について、使用許可等により権原を明確にすべきである。</p> | <p>(2) 法人総務部事務室に係る使用関係の権原について 使用許可の手続きを行います。</p> |
| <p>(3) 貸借対照表と残高証明書の差額について</p> <p>① 未収利息は法律上の金銭債権には該当しないことから、預金に含めることは明らかに誤りである。</p> <p>② 事業安定特定預金の差異について 事業安定特定預金の事業安定特定預金の取り崩しを行った際の処理方法に誤りがある。</p> | <p>(3) 貸借対照表と残高証明書の差額について</p> <p>① 今後は、3月末の仕分において「未収利息／基金運用収入」とし、貸借対照表の基金預金には計上しないようにします。</p> <p>② 次期繰越収支差額を零とするために行っていたものですが、今後は適切に処理するよう努めます。</p> |
| <p>(4) 事業安定特定預金取り崩し時の会計処理 事業安定預金を取り崩し、その金額を未収金に振り替えているが、この会計処理を行うことは明らかに誤りである。</p> | <p>(4) 事業安定特定預金取り崩し時の会計処理 今後適切に処理するよう努めます。</p> |
| <p>(5) 事業報告書の表示について</p> <p>① 総括表について 財団は正味財産増減表総括表および貸借対照表総括表を作成していない。基準に従い必要な総括表を作成すべきである。</p> <p>② 総括表における内部取引の消去について 収支計算書総括表において内部取引の消去が適切になされていない。</p> <p>③ 高知県文化財団自主企画事業補助金の表示について 概算の補助金収入を総額で補助金収入に計上するとともに、返還金を相殺せず支出に科目を設けて計上しているが、この会計処理は明らかな誤りである。</p> <p>④ ピカソ展の収支の表示について 不要分の返金は支出の戻入として処理すべきである。</p> | <p>(5) 事業報告書の表示について</p> <p>① 指摘のとおりですので、平成 17 年度からは作成し決算資料としても提示しています。</p> <p>② 今後は、内部取引の消去及び相殺処理を適正に行うよう努めます。</p> <p>③ 今後は、適正に処理するよう努めます。</p> <p>④ 今後は、適正に処理するよう努めます。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>⑤ 財団管理運営費について 財団管理運営費の中には、財団の本部機能を果たしている総務部に関する経費と美術館以外の施設が負担すべき消費税が含まれている。</p> <p>⑥ 県からの委託費で購入した備品等の会計処理について 委託費で購入した物品等は、財団が購入した時点では県に帰属するものであり、本来財団の正味財産増減計算書に計上される取引ではない。不必要な両建て処理を改め、純額表示による正規の会計処理をおこなう必要がある。</p> | <p>⑤ これまでは、総務部と 6 施設全体で消費税額計算を行って財団管理運営費に計上してきましたが、平成 18 年度からは指定管理者制度に移行したことも踏まえ、各館ごとに消費税額計算を行い、適切に処理するよう努めます。</p> <p>⑥ 指摘のとおりです。なお、平成 18 年度からの指定管理者制度のもとでは、管理代行料で購入する物品は基本的には指定管理者に帰属しますが、財産的価値を有すると認められるものは協議のうえ帰属先を決めることとなっています（管理運営に関する基本協定書）。</p> |
| <p>(6) 消費税の会計処理について 消費税は法人を一つの単位として課される税であり内部的な会計区分を根拠に一部のみを発生主義による処理をおこなうことは明らかに誤った会計処理といわざるを得ない。なお、この際の未払金と未収入金は貸借対照表総括表においては当然に内部取引として消去する必要がある。</p> | <p>(6) 消費税の会計処理について 今後はすべて発生主義によって処理するとともに、内部取引として消去し、適切に処理するよう努めます。</p> |
| <p>(7) 委託費で購入した備品について（文学館、歴民館、龍馬記念館）</p> <p>① 委託費で製作したレプリカについては、県に対して報告していなかった。</p> <p>② 財団の会計処理として備品購入費以外の科目で処理したとしても、県の基準に照らし合わせて備品に該当するものがあれば、県に帰属する備品として報告する必要があると思われる。</p> | <p>(7) 委託費で購入した備品について（文学館、歴民館、龍馬記念館）</p> <p>① 過去の分については、改めて報告しました。今後は、管理運営に関する基本協定に基づき、帰属について適切に協議を行うよう努めます。</p> <p>② 今後は帰属について適切に協議するよう努めます。</p> |
| <p>〔県民文化ホール〕</p> <p>(1) 管理委託団体に対する新たな修繕委託契約について 緊急修繕を行うため、県から再委託承認を受けて、当初より保守点検を行っている業者と特命随意契約を締結し修繕業務を行っている。自ら修繕業務を実施できない同文化財団に敢えて県が委託し、再委託と契約事務手続きを複雑にしているのは適切ではない。</p> | <p>〔県民文化ホール〕</p> <p>(1) 管理委託団体に対する新たな修繕委託契約について 今後は指摘を踏まえて改善します。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>(2) 契約方法について 単に設備施工業者という理由のみでの特命随意契約は、より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。</p> <p>〔文学館〕</p> <p>(1) 茶室の利用拡大について 文学館の展示等に関連付けた利用に努めるとともに、広く県民の利用に供するため和室主体の多目的な施設として利用の拡大を図る必要がある。</p> <p>(2) 再委託契約にあたる契約方法について 単に設備施工業者という理由のみでの特命随意契約は、より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。</p> | <p>(2) 契約方法について 保守管理業者の事前調査を行い、競争性を発揮できるような契約のあり方を検討していきます。</p> <p>〔文学館〕</p> <p>(1) 茶室の利用拡大について 茶室は昭和 44 年に郷土文化会館として建設されたときに、同時に建てられたもので、11 畳の大きな茶室と 4 畳半の茶室、庭や待合いを備えた本格的なものです。指摘のように平成 16 年度の利用状況は 41 件、2,839 人と低調ですが、平成 17 年度は茶会以外の利用拡大にも努め、85 件 3,346 人と利用が増加しています。今後は、茶会以外での利用がよりしやすいよう、照明設備の改善を行うなど利用の拡大に努めます。</p> <p>(2) 再委託契約にあたる契約方法について 指摘のあったエレベーターの保守委託及び空調設備等保守管理業務委託は、平成 18 年度から指名競争入札としました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>〔歴史民俗資料館〕</p> <p>(1) 再委託契約にあたる契約方法について</p> <p>単に開設以来の過去の実績があることや、単に設備施工業者という理由のみでの特命随契は、としては不十分である。より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。</p> <p>(2) 自動販売機設置協定書の保管について</p> <p>自動販売機の設置について、販売手数料収入があるにもかかわらず、収入の根拠となる「自動販売機設置協定書」の所在が不明であるのは適切でない。</p> <p>(3) 公園管理の仕様書について</p> <p>① 岡豊山歴史公園の管理は、歴史民俗資料館の資料収集保存、調査研究、展示及びこれらに伴う付帯業務とは異質な業務であるため、単に公園の保守管理の一文のみで委託するのは、無理があり、適正でない。</p> <p>② 子供遊具修繕工事は、委託業務として当初契約になく、新たな業務の追加であることから単に費目間流用（契約書第4条2項但し書き）では適切でない。</p> | <p>〔歴史民俗資料館〕</p> <p>(1) 再委託契約にあたる契約方法について</p> <p>指摘を踏まえ、以下の3契約は、平成19年度の委託契約においては、競争入札の方法を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械警備業務委託 ・空調用自動制御機器保守委託 ・スクリー敷きヒートポンプ装置保守点検委託 <p>ただし、エレベーター保守業務については、経費節減に努めたうえで、適当な時期までは現在の管理会社との契約を継続します。その理由としては、当エレベーター保守契約がフルメンテナンส์契約（ワイヤーや乗降箱の交換など重要な修繕経費も含めて管理会社が負担）となっており、当館が建設後16年目を迎えるため、近い将来発生が予想されるこうした修繕を経た後に契約を切り替えないと、概算で500万円と見込まれる経費を別途負担することになるからです（フルメンテナンส์契約を他業者が引き継ぐことはない）。なお、平成18年度は、定期点検の回数を減らすことなどで、委託料を約20%減額して現在の管理会社と契約を行いました。</p> <p>(2) 自動販売機設置協定書の保管について</p> <p>改めて、協定書の所在を調査しましたが、業者側（近年締結の1業者は除く）にもなく不明でした。今後は事務引継等を的確にし、関係書類の適切な保存に努めます。</p> <p>(3) 公園管理の仕様書について</p> <p>① 平成17年度までの県と文化財団と管理委託契約では、「公園を含む施設、設備、物品等の保守管理」となっているのみですが、財産台帳上は、公園部分も含めての「歴史民俗資料館」であり、一体のものと考えています。</p> <p>なお、平成18年度からは指定管理者制度となり、仕様書の業務内容の項目の、「歴史民俗資料館の施設、設備等の維持管理に関する業務」の中で、「⑧公園管理業務」と明記されており、事業計画書でも、具体的な維持管理の内容を記載しています。</p> <p>② 上記①の回答のとおり公園と歴史民俗資料館は一体のものと考えていますので新たな業務の追加とは考えていません。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>③ 当該資料館に係る委託契約に当たっては、公園の具体的な管理内容等について委託契約書及びその仕様書（要綱・要領を含む。）により明確化するとともに契約内容の変更等についても明確にすべきである。</p> <p>④ 新たに指定管理者制度の実施に伴い、管理代行が行われるが、委託する団体が管理すべき内容については具体的・明確に指示しておく必要性がますます重要となる。</p> <p>〔美術館〕</p> <p>(1) 再委託契約にあたる契約方法について</p> <p>単に導入機材設置業者という理由のみでの特命随意契約は、より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。</p> <p>(2) 図録等の管理について</p> <p>① 事業会計物品管理簿について</p> <p>業務の効率化の観点から現在の形式の事業会計物品管理簿は作成する必要はないと思われる。</p> <p>② 実地棚卸について</p> <p>業者の月報による記録のみではなく、美術館で実地棚卸を実施することにより図録等の在庫を確認すべきである。</p> | <p>③ 上記①の回答のとおり、平成 18 年度からは仕様書、事業計画書のなかで明確にしています。</p> <p>④ 指定管理者が管理すべき内容については具体的・明確にするよう努めます。</p> <p>〔美術館〕</p> <p>(1) 再委託契約にあたる契約方法について</p> <p>以下のとおりですが、ハイビジョンの保守業者についてはなお調査します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動ハイビジョン車映像システム機器保守については、ハイビジョン車自体を平成 16 年度に処分(売払い)しており、業務がなくなっています。 ・ メディアシステム業務委託については、平成 5 年度から稼働しているシステムの委託業務ですが、旧式のアナログハイビジョン動画、静止画システムがその中心であり、三菱電機以外の業者は撤退している分野であるため、他の業者への委託は困難です。 ・ エレベーター保守委託に関しては、フルメンテナンส์契約により開館以来 13 年を継続して委託しており、合理的な時期に変更することとし、当面は現業者との契約を継続します。 ・ 消防設備保守点検委託については、平成 19 年度契約以降は競争入札を行うよう準備しています。 <p>(2) 図録等の管理について</p> <p>① 指摘のとおり、業務の効率化ため平成 18 年 4 月以降作成しないこととしました。</p> <p>② 指摘のとおり実地棚卸を行うこととし、平成 17 年度から実施しました。(平成 18 年 3 月実施済み)</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>〔坂本龍馬記念館〕</p> <p>(1) 記念館周辺施設と積極的な連携について</p> <p>当該龍馬記念館は、桂浜よりは高い場所にあるため桂浜周辺の各施設とは直接的な交流はないようであるが、桂浜が観光地でもあることから、周辺施設と積極的な連携を図るべきである。</p> <p>(2) 随意契約に当たっての見積書の徴収について</p> <p>エレベーター特別保守に関する契約、機械警備業務委託契約、自動発見機保守警理委託契約、空調設備保守点検委託契約の随意契約は、いずれも 1 人の者からしか見積書を徴していないのは適正でない。</p> <p>随意契約にあたり、できるだけ競争性をもたせるように複数の者から見積書を徴すべきである。</p> | <p>〔坂本龍馬記念館〕</p> <p>(1) 記念館周辺施設と積極的な連携について</p> <p>当館が景勝地・桂浜の一角にある立地条件から、桂浜周辺施設や隣接国民宿舎との交流連携は十分認識しています。従前から入館者に関係施設のパフレット配付紹介や地元桂浜観光清掃組合への公園清掃業務委託、桂松閣跡地整備計画への参加など交流や連携には留意しています。</p> <p>また、隣接国民宿舎との連携は特に重要で、当館にない宿泊・レストラン機能があります。平成 18 年度の企画展関連行事でも数回レストランとの連携を計画し、国民宿舎からは宿泊者の入館紹介を受けるなどの協力を行っています。今後も当館の充実に不可欠な桂浜全体の振興に、周辺各施設との交流、連携を促進していきます。</p> <p>(2) 随意契約に当たっての見積書の徴収について</p> <p>指摘を踏まえ、以下のとおり対応しました。なお、エレベーター保守については精査の上下記の理由で随意契約を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械警備業務委託契約及び空調設備保守点検委託契約については、複数見積書を徴しました。 ・ 自動発券機保守管理委託契約については、平成 17 年度中に自動発券機を廃止し、委託契約も解除しました。 ・ エレベーター特別保守に関する契約については、交渉によって契約金額を減額したうえで、1 社見積もりによる随意契約としました。その理由は、以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1) エレベーターはメーカー独自のシステムにより構成され、複雑な電子機器が組み合わされたもので、保守管理にあたってはメーカー独自の知識と技術が必要となること。 2) 性能発揮には使用環境によるところが大きく、継続的保守により個々の状態を把握することが、安全上も品質の保持にも効果的であること。 3) 継続的保守によって基本データを把握することで、部品交換サイクルの適正化が図れること。 4) 適切な保守点検により、法定耐用年数(17年)を超える寿命の維持が図られ経済的であること。 |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>〔埋蔵文化財センター〕</p> <p>(1) 随意契約理由について 機械警備委託契約においては警報機器等の償却年数等を考慮する必要はあるが、一定期間を区切り、その都度競争入札を行うなど競争性をもたせる必要がある。 この種の契約に当っては、随意契約理由に期間限定などを明確にすべきである。</p> <p>(2) 発掘調査業務受託に係る再委託について 委託契約の予定価格の算定にあたり、参考価格とするために見積書を徴取することはあっても、安易に予定価格の算定を見積書に委ねるのは適切でない。現在まで各社の見積書等を含めてノウハウは蓄積されていることから委託設計基準あるいは物価版等を参考に適切な積算をし、より競争性をもたせるべきである。</p> <p>(3) 旅行命令について 旅行命令は旅行に先立って命令をすると共に、旅行命令簿が事後的に作成された場合には「口頭命令済」等の表示による適正な事務処理を遵守すべきである。</p> | <p>〔埋蔵文化財センター〕</p> <p>(1) 随意契約理由について 各警備会社は、各社毎に特殊な警備システムのノウハウを有しているため、委託会社の変更は、独自ハードウェアに係る取り替え及び新たな設置工事を伴う蓋然性が高いなど、委託の特殊性があり、随意契約を行ってきたものです。今回の監査結果をうけ、一般的な配管・配線設備等を除くハード部分について対応が可能かどうかを、各警備会社に照会のうえ、対応可能ということであれば競争入札での対応を検討したいと考えています。</p> <p>(2) 発掘調査業務受託に係る再委託について 再委託業務の積算にあたっては、これまでの実績を踏まえた積算基準を策定し、個別見積りとも比較検討の上、適切な積算を行います。測量関係の再委託は、埋蔵文化財センターで積算設計を行い平成 18 年度の落札平均は 88.1%です。</p> <p>(3) 旅行命令について 旅行命令については、事前命令であることを厳守し、適切な事務処理を行います。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>5. (財)土佐山内家宝物資料館</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第 36 条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 外郭団体中低い金額で消耗品を購入している団体 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項 (1) 県所有宝物資料の展示等の根拠について 山内家宝物資料は、1 点を除き全て県所有のものであり、県有の展示用建物があれば、おそらく「公の施設」に該当し、設置・管理条例の下で使用料が決定されるものと推測される。現在、当該宝物資料館の展示室で展示されているため、正式には公の施設に該当しないものと思われるが、保存資料が 1 点を除き全て県有であることから資料の展示等について協定書等でその根拠を明確にしておくべきである。</p> | <p>5. (財)土佐山内家宝物資料館</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 指摘を受け、すみやかに協定締結と届出を行いました。(H18.9.25 提出済み)</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 経費削減に努めます。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項 (1) 県所有宝物資料の展示等の根拠について 従来の県から財団への依頼文書では、資料について「適正な保管・活用」を依頼されており、財団が展示するなどの活用を図ることを認められていましたが、平成 16 年度に県が国宝を購入したこと、同時に約 3 万 6 千点の資料の寄贈を受けたことを機に、適正な管理等についての契約を検討しました。その結果、平成 18 年 3 月 20 日付けで「山内家資料に関する寄託契約」を締結しましたが、この中で「展示公開、調査研究、保存修復、教育普及の用に自己が所有する資料と同一に利用できる。(第 10 条)」と明記され、資料の活用の根拠を明確にしました。 なお、当財団は、山内家宝物資料の保存・展示・調査研究を目的として県が設置許可を行った財団法人です。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>(2) 資料の整理・保管管理等について</p> <p>県有の宝物資料については、現在のところ、整理・保管・管理等を依頼している状況にあるため、自らの業務に対して補助金を支出することは自己矛盾に陥ることから補助金ではなく、委託料での支出、即ち委託契約で行うべきである。</p> <p>(3) 宝物資料館の今後の在り方について</p> <p>県民共有の文化遺産としての歴史的資料の重要性に鑑み、山内家宝物資料の保存に関する基本方針に則り、その保存、展示及び調査研究を含めて、早急に土佐山内家宝物資料館の在り方について明確にしておく必要がある。</p> | <p>(2) 資料の整理・保管管理等について</p> <p>県有の宝物資料は、その管理全体を受託しているのではなく、「寄託」されていると位置づけられています(ただし、この点が必ずしも従来から明白ではなかったため、平成 18 年 3 月 20 日付けで山内家資料に関する寄託契約を交わしました。)。寄託のもとでは、県は単に保管をさせるだけであり、一方の財団は、自らの本来業務である「高知県に関する歴史資料の保存、展示等活用を図る」ことや「山内家宝物資料の保存・展示・調査研究」を行うものです。したがって、県として財団のこうした業務に対して補助金を支出することは自己矛盾とは考えていません。</p> <p>(3) 宝物資料館の今後の在り方について</p> <p>従来、資料の保存環境や財団職員の執務環境が良くなかったことは指摘のとおりですが、平成 16 年度に 3 万 6 千点の寄贈を受け、湿度管理のできる収蔵庫の整備、執務場所として山内会館の借り上げを行うなど、一定の整備を行ってきました。また、県立の山内家宝物資料館の可能性については、県において、高知城周辺の既存施設を中心に、改修費など経費面での比較も行いながら、新たな施設を整備する方向で検討しています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>6. (財)高知県国際交流協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第 36 条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 高知県国際交流運営費補助金交付要綱について</p> <p>① 支出の不確定な予備費を補助対象経費とすることは補助金の趣旨に合致せず、適正ではない。</p> <p>② 実績報告添付の一般会計収支決算書によって額の確定が行われているが、事業別の収支決算とはなっておらず、その他の補助事業等も含まれているため、提出書類では、事業実績に沿った収支内容は明確とはなっていない。</p> <p>③ 事業変更承認申請を行っているが、法人職員に代えての契約職員の雇用等は、事業経費の縮小であって軽微な変更該当し、変更手続きは必要ない。</p> | <p>6. (財)高知県国際交流協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 平成 18 年 6 月 26 日に「時間外労働・休日労働に関する協定」を職員と締結し、平成 18 年 6 月 27 日に高知労働基準監督署へ提出済みです。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について コピー用紙については、これまで白色度 80%の用紙を購入していましたが、平成 18 年度からは金額の廉価な白色度 70%の用紙を購入しています。高いと指摘のあった物品や物によっては他の業者から見積を徴収して経費の節減に努めます。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 高知県国際交流運営費補助金交付要綱について</p> <p>① 高知県国際交流協会運営費補助金交付要綱が改正され、平成 18 年度からは補助対象外となっています。</p> <p>② 高知県国際交流協会運営費補助金交付要綱が改正され、平成 18 年度からは補助事業実績書で事業に沿った収支内容が明確になるように改善済みです。</p> <p>③ 指摘事項は軽微な変更該当し、本来手続きが不要でした。以後、適切に対応していきます。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>④ 事業実績が決算の支出状況と対応できるように同補助金交付要綱で明確にしておくべきである。</p> <p>また、補助金手続は、同補助金交付要綱により、補助事業完了後の実績報告、額の確定及び精算（返還）で必要・十分であることから事務の簡素化に努めるべきである。</p> <p>(2) 助成事業について</p> <p>① 南国市国際交流協会については、南国市の外郭団体であるが、公的機関に近く必ずしも民間団体とは言い難い。確かに民間関係団体には違いないが、直接南国市から支援助成も受けられることから、民間関係団体を厳選して助成する必要がある。</p> <p>② 繰越金が助成額を超え、又は助成額に近い団体について補助金の是非について調査し、助成の廃止又は縮小について検討すべきである。</p> <p>③ 海外県人会活動支援事業については、その助成の趣旨・目的が曖昧で、寄付行為に定める「海外移住に関する業務」に当たるとは認め難い。</p> <p>④ 助成事業については、補助効果等を明確にし、厳しい評価のうえ、県へ実績報告する必要がある。</p> <p>(3) 消費税の計算について</p> <p>① 実費弁償方式における消費税の計算を簡易課税によっている場合には、反復計算をする必要がある。</p> <p>② 平成 16 年度においては、18,800 円の消費税の過剰納付となっており、同額の委託費の返納不足となっている。本事例に限らず、事務の引き継ぎに際して特に技術的な事項はマニュアル化するなどの方法でスムーズに引き継ぎがなされるよう工夫する必要がある。</p> | <p>④ 高知県国際交流協会運営費補助金交付要綱が改正され、平成 18 年度からは事業実績が決算の支出状況と対応できるように改善済みです。</p> <p>(2) 助成事業について</p> <p>① 南国市国際交流協会は、公的機関ではなく民間の任意団体です。同協会の事業には南国市からの補助金も出てますが、同協会は国際交流協会が推進している在住外国人支援対策に積極的に取り組んでおり、当協会としてはその活動を支援することは必要と考えています。</p> <p>今後も在住外国人支援対策での補助金交付申請があれば、厳正に審査の上、助成の必要性について判断します。</p> <p>② 各年度の事業内容を精査して適切に補助金を交付します。</p> <p>③ 海外県人会への助成は、県が密接に関連しているため、助成金の金額や助成するかどうか等を含め県と協議の上、進めていきます。</p> <p>④ 平成 17 年度分から県へ実績報告を提出しています。</p> <p>(3) 消費税の計算について</p> <p>① 平成 17 年度分は反復計算を行って算定しています。</p> <p>② 平成 16 年度分の過剰納付分 18,800 円については、平成 18 年 3 月 6 日に消費税及び地方消費税の更正の請求書を提出し、平成 18 年 4 月 6 日高知税務署から更正通知を受け、平成 18 年 5 月に高知税務署から還付され、それを受けて高知県に返還済みです。</p> <p>今後は、消費税の計算方法については、マニュアルを作成するなどして事務の引継ぎがスムーズに行われるようにします。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>7. (財)高知県産業振興センター</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第 36 条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し（以下三六協定という）、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なり、同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 補助金の当初交付決定額と最終実績額の乖離について 当初交付決定額に対して 20%を超える不用額（60,926,167 円）の発生は、事業計画の精度が低いと言わざるを得ない。 事業計画及び経費配分計画の実現性・確実性等、その精度を高めることによって当初補助金交付決定額と最終実績額の乖離の是正を図り、もって県予算の有効な活用に努めるべきである。</p> <p>(2) 退職給与引当金について</p> <p>① 退職給与要支給額と計上額の差異 退職給与引当金要計上額と貸借対照表の退職給与引当金の額に差異が発生していた。</p> | <p>7. (財)高知県産業振興センター</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 当センターの主たる事務所（高知市布師田）に勤務する職員に係る三六協定については、17 年度末に締結し高知労働基準監督署長へ届出を行いました。 また、その他の事務所（香美市土佐山田町）については、同事務所における新技術、新商品等の研究開発業務の取扱いを関係機関に相談した結果、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省告示第 154 号）第 5 条に規定する適用除外業務に該当することでしたので、その他の業務を含め、早急に三六協定を締結することとします。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各年度末に購入頻度の高い消耗品（10 品目）について、3 業者から見積書を徴収し見積額が最も低い業者から、翌年度の消耗品を購入しています。しかし、A4 コピー用紙についてはそれでも割高であることから、18 年度は別途洋紙専門業者からより低い単価で購入しています。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 補助金の当初交付決定額と最終実績額の乖離について 平成 17 年度の不用額は、当初交付決定額（166,070,460 円）に対して 20%以内の 23,609,665 円（14.22%）となっています。 今後も、出来る限り企業ニーズの把握に努めることにより補助金の当初交付決定額と最終実績額の乖離を少なくし、限られた県の予算を有効に活用していく努力を行っていきます。</p> <p>(2) 退職給与引当金について</p> <p>① 退職給与引当金計上不足額については、平成 17 年度末に積み増しを行いました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>② 退職給与引当金の計上基準の注記 計算書類に退職給与引当金の計上基準の注記が記載されていなかった。また、公益法人会計基準に準拠するならば、引当金の計上基準の注記を記載する必要がある。</p> | <p>② 平成 18 年度から新公益法人会計基準に移行していますので、この機会に会計システムを見直し、基準に定められた注記を記載します。</p> |
| <p>(3) 旅費の精算について 平成 16 年度の上半期において旅行日と旅費の精算日に間が空いているものがあり、最大で 189 日の間隔があった。</p> | <p>(3) 旅費の精算について 平成 16 年度上半期以降、旅行者には旅行完結後、速やかに旅行終了報告書及び領収書等の提出を求め、精算を行うよう指導・指示を徹底し、改善されています。</p> |
| <p>(4) 預り金について 前期から繰越している 15,901 円が未精算となっていた。預り金は過不足のないよう処理し、過不足が発生した時は速やかに原因を確認し処理すべきである。</p> | <p>(4) 預り金について 預り金については、ご指摘のとおり過不足のないよう処理し、過不足が発生した時は速やかに原因を確認して処理します。 なお、前期より繰り越している 15,901 円については、平成 17 年度末に雑収入として処理しました。</p> |
| <p>(5) 固定資産の管理について</p> <p>① 固定資産の台帳管理について 固定資産台帳にあって、附属明細書に記載がなかったものが、6 点あった。</p> <p>② 固定資産の現物管理について 現物実査時において所在が不明となっている備品が、7 点あった。</p> | <p>(5) 固定資産の管理について</p> <p>① 廃棄済みの処理が固定資産台帳に記載漏れとなっていたものについては、廃棄処分の記載を台帳に行いました。また、貸借対照表に計上されていない固定資産については、平成 18 年度において什器・備品として帳簿に受け入れる会計処理を行いました。</p> <p>② ご指摘の固定資産については、固定資産台帳の所在欄に設置場所を記載しました。 今後とも固定資産の適正な管理に努めていきます。</p> |
| <p>(6) 平成 16 年度貸倒処理に係る消費税の申告について 消費税の確定申告において貸倒償却処分した債権のうちの課税売上対応分について貸倒に係る税額の控除をしていない。このため、消費税が過大に納付されている。 この過大納付額については報告書作成時点において未だ更正の請求がなされていない。</p> | <p>(6) 平成 16 年度貸倒処理に係る消費税の申告について 更正請求につきましては、平成 18 年 3 月 31 日に「消費税及び地方消費税の更正の請求書」を高知税務署に提出しました。同署による税務調査が 6 月 14 日に行われ、更正の請求を認める内容の 6 月 30 日付けの更正通知書を同署から受領しました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>(7) 平成 16 年度から一括比例配分方式に変更した影響について 個別対応方式によった場合と一括比例配分方式によった場合では、相当額の差が発生する可能性があり、システムの更新や、臨時職員での対応によるコストと消費税の増加可能性額とを比較して慎重に意思決定すべきである。</p> | <p>(7) 平成 16 年度から一括比例配分方式に変更した影響について 個別対応方式での申告に変更します。 変更時期については、システムの修正等が必要なため、平成 20 年度当初からの運用開始に向けた準備を進めます。</p> |
| <p>(8) 長期未精算の信用保険預り金について 未收割賦償還金及び未收割賦損料の合計よりも信用保険預り金の残高が多い貸付が 3 件発見された。 このうち 2 件については順次整理中であり、1 件についてはすべての処理は終了しており、差額を雑収入として精算すべきものが未処理のまま残高となっていた。今回の指摘を受けて、平成 17 年度において雑収入として処理する予定であるが、期末の債権債務の確定作業が十分とは言い難く、今後適切な決算処理手続きの執行を心がける必要がある。</p> | <p>(8) 長期未精算の信用保険預り金について 信用保険預り金の精算処理については、中小企業金融公庫からの回収報告書査定決定通知に記載されている「今後も回収を要する額」が回収済みになった段階で信用保険預り金の残高が確定するので、その年度末で雑収入として処理を行っています。 したがって、3 件のうち 1 件については平成 17 年度中に「今後も回収を要する額」が回収済みとなったので信用保険預り金の残高が確定、平成 17 年度末に雑収入として処理を行いました。 残りの 2 件については、「今後も回収を要する額」の残があり、これが回収済みとなった年度末で雑収入として処理を行うことにしています。</p> |
| <p>(9) 機械類信用保険の請求が不能となった不良債権について ① 定型的でない事態に対して複数の職員で確認し、適正な事務執行が確保できるような習慣をつくるなどの対応を確立すべきである。 ② 契約書作成にあたっては、不測の損害が生じないように内容を十分に検討することを心がける必要がある。</p> | <p>(9) 機械類信用保険の請求が不能となった不良債権について ① 課員複数で確認を取り合い、契約書に基づき適正な事務処理を行います。 ② 契約書については、随時その内容を検討し改正を行うように心がけています。最近では平成 14 年に契約書を改定しており、今後も必要に応じ改定を行うことにしています。</p> |
| <p>(10) 貸館事業の外部委託に伴うインセンティブの収入基準額の設定について 収入プレミアムの収入基準額の算出過程をより明確にするため、その決定過程や検討内容についても記録し、保存すべきである。</p> | <p>(10) 貸館事業の外部委託に伴うインセンティブの収入基準額の設定について 平成 14～16 年度における貸館事業の利用実績は、平成 14 年度が事業開始後最多の利用実績、平成 16 年度が事業開始当初を除き最少の利用実績で、平成 15 年度はその平均的な実績となっていました。特に、近年利用実績が低下傾向にありましたので、外部委託においては平均的な実績を目標とすることとし、収入基準額は平成 15 年度の利用実績等を勘案して設定しました。以上の算出過程について整理し、記録しました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>8. (財) 高知県観光コンベンション協会 II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 駐車場の供用時間について 高知公園駐車場業務委託契約の同要綱による駐車場の供用時間(午前0時から午後12時までの24時間)については、高知県立都市公園条例施行規則による駐車場の供用時間(午前8時から午後5時まで)に従って業務委託をすべきである。</p> <p>(2) 退職給与引当金について 委託契約の精算に伴う返還金の取扱いについて精算方式をとる受託事業のみの会計であるにもかかわらず、次期繰越差額 535,456 円が計上されている。 正式な決裁処理を行うとともに、当年度精算であることから当該返還金については次期繰越金ではなく、未払金に計上し返還すべきである。</p> <p>(3) 適切な調査に基づく経済波及効果の計算について プロスポーツ誘致事業の助成金の原資は、県の補助金によるものであることから、毎年度、各球場における観客消費支出調査を実施し、実態を把握するとともに、その他報道等によるPR効果も含めた適切な経済波及効果の計算を行う必要がある。</p> <p>(4) 請求書に記載する請求年月日の記入について 増刷の委託契約において印刷物の納品日、検認・検査日及び代金の支払請求日は、年度末のものを除き、相当期間間隔があいている。 また、請求書の受理に当たっては、受付印のみでなく、請求書に請求年月日を明記させるよう業者に指示すべきである。</p> | <p>8. (財) 高知県観光コンベンション協会 II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 駐車場の供用時間について 平成18年度協会が、高知公園駐車場の指定管理者となり、高知県と「高知県立高知公園駐車場の管理に関する基本協定書」を結んでいます。 駐車場の供用時間については、この協定書と一部改正を予定している高知県立都市公園条例施行規則の間で整合性を図ることとしています。</p> <p>(2) 退職給与引当金について 指摘の件をふまえ、平成18年5月25日付け県からの返納通知書により、同日返還金 535,456 円を納付処理済です。 なお、ご指摘の収支計算書の差替え処理時に行っていなかった回議書による変更の決裁処理は、書類を作成し正規の書類として整備しました。</p> <p>(3) 適切な調査に基づく経済波及効果の計算について 高知県におけるプロ野球キャンプの経済波及効果の調査は、平成14年度(平成15年春季)キャンプを最後に実施していません。 その後は、入場者数の整理をもって対応しています。今後は、ご指摘の趣旨を踏まえて、県の指導を受けながら経済波及効果の計算測定の方法の検討を行い、プロ野球キャンプ効果の把握に努めていきます。</p> <p>(4) 請求書に記載する請求年月日の記入について ご指摘のとおり、納品されてから検査・検認をするまでに相当期間があいており不適切であったため、今後は納品後速やかに検認等の確認を行うようにしていきます。 また、業者からの請求書についても請求日を記入させ、支払いが遅延することのないように処理していきます。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>(5) 観光客誘致拡大支援事業の効果測定等について 旅行者に対してより魅力ある集客目標設定施策（インセンティブ）を提供し、誘客拡大に努めるとともに、インセンティブ助成事業については有効性の観点から経済波及効果測定など効果測定を行うべきである。</p> | <p>(5) 観光客誘致拡大支援事業の効果測定等について ご指摘の件については、集計の推移を見ながら、データ整理のうえ分析を行い、契約会社に対しフォローを行っています。今後は、ご指摘の趣旨を踏まえて整理していきます。</p> |
| <p>(6) 補助金交付手続の簡素化について 高知県緊急対策事業費補助金手続については同要綱による手続きで必要・十分である。このため、補助金事務の簡素化を図るとともに、事業計画の確実性、実効性を高めることによって補助金申請額の縮小化に努め、もって県予算の効果的、効率的な執行に寄与すべきである。</p> | <p>(6) 補助金交付手続の簡素化について 平成 18 年 3 月 30 日付けで、補助金交付要綱を一部改正し、知事承認が必要な変更を「大科目」相互間から「経費区分」相互間に変更し、事務の簡素化に努めました。 また、ご指摘のとおり、事業計画の確実性、実効性を高めるよう今後も努めていきます。</p> |
| <p>(7) 預金管理について 現在の低金利の状況を鑑み、四国銀行以外の金融機関についても、普通預金については、決済性預金へ移行するなどしてペイオフによるリスクを避け、預金管理を行うのが望ましいと思われる。</p> | <p>(7) 預金管理について 四国銀行以外の金融機関の普通預金についても、決済性預金に移行しました。【平成 18 年 2 月 27 日】</p> |
| <p>(8) 計算書類の作成について 県提出用と税務申告用の 2 種類の計算書類を作成しているが、事業ごとに公益法人会計基準に従った収支計算書、正味財産増減計算書を作成しそれらを合算して計算書類を作成する方法によるのが適切であると思われる。</p> | <p>(8) 計算書類の作成について 収支計算書の中に、「什器備品購入支出」の科目を設け、1 種類の計算書類としました。</p> |
| <p>(9) 京阪神地区・大学生による県内スポーツ施設下見ツアー事業について ① 委託費のうち人当たりの単価で積算されている費用は実際の人員で精算すべきである。 ② 合宿実施の適切な追跡調査を実施し、事業の効果を適切に評価すべきである。</p> | <p>(9) 京阪神地区・大学生による県内スポーツ施設下見ツアー事業について ① 平成 16 年度処理についてはご指摘のとおりであり、平成 17 年度は委託先の日本トラベルセンターと十分調整を行って、改善処理を行いました。 ② 合宿実施の追跡調査については、委託先の日本トラベルセンターからの報告書をもって行っています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>(10) 教育リーグ「よさこいリーグ」開催運営費負担額について</p> <p>① 支出科目について検討を要するものについて 高知往復に要する経費及び球場使用料を旅費交通費および使用料とすることには疑義がある。その内容からは負担金又は助成金として整理することを検討すべきである。</p> <p>② 教育リーグ「よさこいリーグ」開催運営経費立替金について 「よさこいリーグ」開催実行委員会の事務局は財団の職員が兼任しているのであるがこのような状況においては経理処理が恣意的になりやすく、経費の負担関係も不透明になりがちであり、厳密な経理処理をこころがける必要がある。</p> <p>③ 報償費より支出した土産代について 適切とは認めがたい証拠書類により支出しているものがあつた。少なくとも公金又は公金に準ずる支払いに際しては、厳格な手続きを遵守すべきである。</p> | <p>(10) 教育リーグ「よさこいリーグ」開催運営費負担額について</p> <p>① ご指摘のとおりでの費目整理が適当と判断されるので、今後は改善していきます。</p> <p>② 協会は「よさこいリーグ開催実行委員会」に対して負担金を支出する一方で、よさこいリーグ誘致活動費も協会予算に計上しており、スポーツ部職員の平成 15、16 年度活動旅費等は協会予算で対応してきたものです。それに対して、「同実行委員会総会」において委員より、「県民を挙げて誘致活動を行っているものであり、観光コンベンション協会予算だけで対応するのは不適當ではないか。」との指摘を受け、振替処理を行ったものです。 ご指摘のとおり、今後も厳密な経理処理をこころがけます。</p> <p>③ ご指摘に基づき、平成 18 年度から改善しました。</p> |
| <p>(11) 知事のキャンプ地歓迎訪問時の手土産代について 高知県観光コンベンション協会の会長としての知事の手土産等は県が直接支出することも検討する必要がある。</p> | <p>(11) 知事のキャンプ地歓迎訪問時の手土産代について ご指摘の趣旨も踏まえて、適正な事務の執行に努めます。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>9. 高知県漁業信用基金協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第 36 条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し（以下三六協定という）、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 長期貸付けの方途について 高知県漁業信用基金協会は、毎年度、高知県と貸付金貸借契約を締結して短期借入れを行っている。 貸付金の適切な管理と安定した運用のため、かつ余分な事務コストを削減するために当該資金の長期貸付けの方法について検討すべきである。</p> <p>(2) 出捐金の支出について 求償権の償却財源としての出捐金の支出については貸付実績があった年度からでも十分対応でき、見直し等を行うべきである。</p> | <p>9. 高知県漁業信用基金協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 三六協定は、平成 18 年 6 月 30 日に締結し、7 月 4 日に高知労働基準監督署へ届出しました。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 消耗品費の購入費は少額ですが、なお、一層適切な購入に努め経費節減を図っていきます。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 長期貸付けの方途について 当該貸付金は、信用事業統合において県信用漁業協同組合連合会が漁協に貸し付ける事業不足資金に対して保証を行う県漁業信用基金協会のリスク負担を軽減することを目的に、保証リスクに見合った運用益の確保を支援するものです。 ご指摘の趣旨を踏まえ、当初の事業目的に沿った短期貸付金に替わる新たな支援策への移行を検討します。</p> <p>(2) 出捐金の支出について 県の予算が単年度予算であることを考えれば、制度資金創設の際に出えんしなければ、後年度に償却財源が必要になった場合に予算措置ができないことが考えられます。将来のリスクを念頭に置いた取り組みであり、引き続きこのスキームで新規就業者の支援を行っていきます。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>(3) 預り金について 預り額と支払額の差異 462 円が生じていた。預り金は過不足のないよう処理し、過不足が発生した時は速やかに原因を確認し処理すべきである。</p> <p>(4) 旅費規程について ① 日当の二重払いの可能性について 旅費規程によれば、「鉄道片道 150 軒以上、バス片道 75 軒以上の旅行で当日帰還した場合は宿泊料一夜分を支給する。」となっている。このため、条件に合致する旅行を 2 日間連続しておこなった場合、2 泊分の宿泊料が支給されることになる。 日当に関する規定については見直しをする必要がある。</p> <p>② 旅行の実態にあわないグリーン料金について 本来、旅費は実費の支給が原則であり、旅行の実態にかかわらず定額で支給されるグリーン料金等については、規定の見直しをすべきである。</p> <p>③ 必要性の低いと思われる宿泊について 宿泊の必要性については、慎重に判断するとともに、泊が必要な旅行については、旅行命令簿に泊が必要な旨記載すべきである。</p> <p>(5) 非常勤の理事・監事の報酬について 受領を辞退したものを除き、理事会への出席回数に関係なく定額で役員報酬を支給している。 非常勤の理事・監事の報酬については、年間を通じての定額支給に問題があるとは言えないのであるが、社会情勢等考慮し、必要な見直しも検討すべきである。</p> | <p>(3) 預り金について 指摘された預り金差額 462 円については雑収入として処理をしました。</p> <p>(4) 旅費規程について ① 日当の二重払いの可能性について 想定外の出張の旅費支給案件であり、今後は適切な規程の運用を行います。</p> <p>② 旅行の実態にあわないグリーン料金について 旅費規程については、他の水産団体とも協議し検討のうえ、できるだけ早い時期に見直しを行います。</p> <p>③ 必要性の低いと思われる宿泊について 旅費規程については、他の水産団体とも協議し検討のうえ、できるだけ早い時期に見直しを行います</p> <p>(5) 非常勤の理事・監事の報酬について 以下の理由により、現時点での見直しは考えていない。 ① 監事・理事の責任は、会議出席と連動するものではありません。 ② 平成 17 年度に理事定数を 5 名減員しています。 ③ 年報酬額 190 千円は、四国の 3 協会と比較しても低額です。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>10. (財) 高知県のいち動物公園協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 数値による目標管理や評価は当然に万能ではない。しかし数値に含まれる非常に重要な情報を無視しては的確な経営の継続は困難である。どのような数値を評価基準や目標とするかは簡単なことではないが、目標や評価基準の数値化は不可欠なものとする。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 鏡野公園の管理方法について 指定管理者制度の導入に伴い、選定事務等が必要となるが、現状、この鏡野公園を同協会が管理委託する特段のメリットが認められないことから、県は鏡野公園の管理方法について検討・改善すべきである。</p> <p>(2) 契約書作成について 協会の契約方法については高知県契約規則を準用しているが、契約金額の面から請書で行うことが適正でないものがある。正式な契約書を作成すべきである。</p> <p>(3) 地元還元型契約から競争性のある契約方法への改善について のいち動物公園は開園以来、10 数年経過しており、地元還元型の随意契約から、競争入札によるなど競争性のある契約方法に改善すべきである。</p> | <p>10. (財) 高知県のいち動物公園協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 平成 19 年度の事業計画に、目標入園者数を記載し、目標達成に向けて事業実施しています。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 複数業者からの見積合わせを実施したうえで、納品の利便性も考慮し、選定するようにしました。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 鏡野公園の管理方法について 平成 18 年度から中央東土木事務所が、直接管理することになりました。</p> <p>(2) 契約書作成について 契約書を作成するようにしました。</p> <p>(3) 地元還元型契約から競争性のある契約方法への改善について 地元還元型の随意契約を改め、平成 18 年度には、香南市シルバー人材センターと単価契約を締結しました。その結果、年間契約額は、平成 16 年度の半額程度となりました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>(4) リサイクル肥料の有料化について</p> <p>リサイクル肥料については、現状無料配布となっているが、来園者への無料配布等によってリサイクル肥料の有用性も定着しているものと考えられるので、最低限「袋代」程度の実費についての有料化など検討する必要がある。</p> | <p>(4) リサイクル肥料の有料化について</p> <p>無料としている現在でも、在庫が増えて、在庫置き場が満杯となって処理に困り、動物公園の関係者に引き取ってもらうことが再々生じている状況であり、有料とすると更に処理に困る状況も予想されます。</p> <p>このため、今後はいろいろな機会を捉えて、リサイクル肥料の宣伝をする中で、有料化が可能か検討もしますが、現在は無料配布を継続しています。</p> |
| <p>(5) 再委託契約に当る契約方法について</p> <p>単に設備施工業者という理由のみでの特命随意契約は、より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。なお、機械警備委託については、この動物公園が続く限り、委託契約が継続することとなるので、警報機器等の償却年数を一定期間として区切り、その都度、競争入札とするなど競争性をもたせる必要がある。</p> | <p>(5) 再委託契約に当る契約方法について</p> <p>① チリ収集運搬委託 平成 18 年度までの旧野市町区域内のゴミ運搬収集許可業者は当該業者のみです。複数の業者が許可された場合は競争とします。</p> <p>② エレベーター保守管理委託 平成 18 年度から、複数業者から見積りを徴しています。(H18 年度契約額 819 千円)</p> <p>③ からくり時計保守点検委託 平成 18 年度から契約方法を見直し、地元業者と単価契約締結しています。</p> <p>④ 電気及び給水施設日常保守管理委託 契約の相手方は、平成 4 年から当該業務に従事しており、園内の複雑な電気及び給水施設に精通しています。勤務形態もほぼ職員と同じで、すぐ対応でき、住居も近くで、夜間等の緊急時にも直ちに対応できることから、随契を継続しています。</p> <p>⑤ 空調設備保守点検委託 平成 17 年度から複数業者から見積もりを徴しています。(18 年度契約額 592 千円)</p> <p>⑥ 機械警備委託 今後の競争性については他の類似施設の状況も見ながら検討していきます。</p> |
| <p>(6) 消費税の計算誤りと委託費の精算</p> <p>① 消費税の申告計算誤りについて 実費弁償方式による委託費の消費税計算にあたって控除税額が過大となりこの結果消費税額が過小に計算され申告されている。</p> <p>② 消費税の確定計算について 実費弁償方式により委託費の精算をおこなう場合上記による委託費の増加分に対する消費税を反復計算により確定する必要があるが当然にこの再計算はなされていない。</p> | <p>(6) 消費税の計算誤りと委託費の精算</p> <p>①及び② 平成 14 年度から 17 年度の消費税及び地方消費税について、指摘された適正な算出方法及び反復計算により算出し、平成 18 年 12 月 21 日付けで修正申告のうえ、修正額 118,900 円を便益事業特別会計から納付しました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>(7) レストランの効率化について メニューが少ないという具体的意見が複数件寄せられているにもかかわらず、合理化の名のもと、セット物のメニューの大部分の廃止をおこなっているが、ニーズに逆行する対応といわざるを得ない。</p> <p>ここで指摘したいことは、来場者の満足度をより増すという目標のもと提供しているサービスが、逆に不満足度を増しているのではないかということの一つの例示として指摘しているのである。</p> | <p>(7) レストランの効率化について 平成 18 年度からはキリンカレーや動物の形をした手作りクッキーなどのオリジナルメニューを開発し、メニューに加えるなど工夫するなどお客様の満足度を高めるよう活動しています。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>11. (財) 高知県スポーツ振興財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第 36 条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し（以下三六協定という）、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) スポーツ教室参加料収入について 委託契約に何ら触れられていないまま、参加者から「参加料」を徴収して、そのまま財団の事業収入としているのは適正でない。 スポーツ教室開催事業は、県からの受託事業であることから参加料を含めて収支計算書で報告し、精算すべきである。</p> <p>(2) よりの確・効果的な予算積算について</p> <p>① 管理委託は、特殊なものを除き、その大部分は年度当初には所要額が既にほぼ確定している。年度末近くの契約変更は、県の当年度予算の当年度内における有効活用及び効率的執行の面から時期的に遅きに失し、適切でない。</p> | <p>11. (財) 高知県スポーツ振興財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 平成 18 年度協定を締結し、平成 18 年 6 月 27 日に労働基準監督署へ届け出ました。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 当財団では、消耗品の購入量が少ないため、2 者見積は行っていませんが、他の団体の例を示すなどして経費削減を県から財団へ指導しました。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) スポーツ教室参加料収入について 平成 18 年度から、委託契約書のなかで、委託費に含まれない必要経費（会場借り上げ費等）について参加料として参加者から徴収することを明記しました。 参加料の収支決算については、委託事業の精算書及び事業実績報告書とともに報告させます。</p> <p>(2) よりの確・効果的な予算積算について</p> <p>① 平成 17 年度は、春野総合運動公園の委託契約については変更ありません。県民体育館及び武道館の委託契約については 1 月 5 日（平成 16 年度の変更契約は、3 月 18 日）に変更の契約をしました。</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>② 委託料の額の確定について、精算方式を採っていることから、年度末での変更契約は、二重の行政コストとなり、事務手続も煩瑣になり適切でない。</p> <p>③ 年度末近くに変更契約が行われているにもかかわらず、委託料確定後の返還額は、契約額総額の 11.40%の巨額となっている。契約金額は、一定限度内の契約とはいえ委託額の積算が不十分であると言わざるを得ない。</p> | <p>② 平成 17 年度は①のとおり。平成 18 年度からは、いずれの施設も指定管理者制度に移行しています。</p> <p>③ 平成 17 年度においては、両契約での契約額 (398,242,150 円) と確定額 (366,231,826 円) との差額が 32,010,324 円で契約額の 8.04% となりました。 平成 18 年度からは、指定管理者制度に移行し、その予算については精算額を元に積算し、広く事業計画を公募しました。</p> |
| <p>(3) 自動販売機の設置について 自動販売機の設置について、オープンしてから既に 25 年経過しており、地元団体に地元還元的な特権的地位を与えることは公平の観点から見直しを行い、是正改善すべきである。</p> | <p>(3) 自動販売機の設置について 自動販売機の設置許可は施設利用者の利便を図るため、必要台数を 5 年以内の期間を定めて、県が許可しているものであり、春野運動公園の設置の経緯をふまえて地元の組織に一定の許可をしてきましたが、許可更新の時期に指定管理者の意向も踏まえて再検討します。(平成 18 年度から春野運動公園は指定管理者制度を導入しており、当該財団以外の者が管理)</p> |
| <p>(4) 占用許可の取消等について 水泳場の 2 階売店及び自動販売機については、平成 16 年 9 月 30 日に撤去され、監査日 (H17.11.14) 現在、売店も営業していないにもかかわらず、占用許可の取消の手続をとらず、使用料を支払っているのは適正でない。 占用許可で、使用料は毎年度徴収されていることから、利用していない面積について早急に占用許可について取消等所定の手続を行うべきである。</p> | <p>(4) 占用許可の取消等について 占用許可は、平成 17 年度末で取り消しました。(春野総合運動公園の水泳場では、大会等がほとんど行われなくなったため、平成 16 年 9 月末で売店等の営業を停止しました。しかし主に大会等の行われている高知市東部アリーナのプールが平成 17 年度から休業するとの情報により、営業を再開することを考慮し、許可取消しの手続きは行いませんでした。 平成 17 年度に東部アリーナのプールは休業となりましたが、当水泳場での大会が予想したように開催されなかったため、営業の再開はしませんでした。)</p> |
| <p>(5) 地元還元型の契約について 春野総合運動場の管理業務について、一部地元旧地権者等に対する地元還元的に特権的地位を与えることは、公平性、透明性の観点から適正でない。 春野総合運動公園としてオープンして以降、既に 25 年が経過しており、早急に見直していかなければならない時期に来ている。地元還元型の随意契約から競争入札によるなど競争性のある契約方法に改善すべきである。</p> | <p>(5) 地元還元型の契約について H18 年度からは春野運動公園の管理について指定管理者制度を導入しており、これまでの契約状況の情報提供は行いましたが、指定管理者の判断するところにより、契約していません。(平成 18 年度から当該財団以外の者が管理)</p> |

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>(6) 再委託契約に当る契約方法について 単に導入機材設置業者という理由のみでは特命随意契約の理由としては不十分である。 再委託については、その他の保守管理業者の事前調査を十分に行い、より競争性を発揮するよう契約方法を改善すべきである。</p> | <p>(6) 再委託契約に当る契約方法について 平成 18 年度から指定管理者制度を導入したため、従前からの(財)高知県スポーツ振興財団との契約は廃止しました。</p> |
| <p>(7) 法人本部事務局に係る使用関係について 高知県立春野総合運動公園内の管理棟の一部を財団本部として使用することは、単に高知県の暗黙の了解の下に、同スポーツ振興財団が事実上使用しているに過ぎず、何ら権原を有するものではないことから適正でない。 法人本部事務局に係る使用関係について使用許可等により権原を明確にすべきである。</p> | <p>(7) 法人本部事務局に係る使用関係について 平成 18 年度から(財)高知県スポーツ振興財団は、本部事務所を県民体育館に移すことになり、当財団からの目的外使用許可申請に対して、県民体育館の 1 室を高知県財産規則の規定に基づき許可しました。</p> |
| <p>(8) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いについて 自販機設置にかかる目的外使用許可について、所管部局によって使用料の「徴収」と「免除」と、その取扱いが大きく異なっている。 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いを統一的に行うべきである。</p> | <p>(8) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いについて 平成 18 年度から、県民体育館及び武道館の自販機設置にかかる目的外使用許可については、管財課の合議のもと使用料を徴収することとしました。</p> |
| <p>(9) 委託費で購入した資産について 喫煙室を設置するための工事費を需用費で支出しているが、県に対して財産増加の報告はされていなかった。当該工事により建物の機能が増加するため、県の財産として台帳に記載し、管理すべきであると思われる。</p> | <p>(9) 委託費で購入した資産について 台帳に記載するよう処理を進めます。</p> |
| <p>(10) 法人税について 財団は、決算資料を調整後法人税の計算および申告を高知市内の税理士に委任している。この申告書作成過程で、税理士に法人税法等の解釈に誤解があり法人税等を過大に申告し納付している。</p> | <p>(10) 法人税について 平成 16 年度申告について、税理士を通じて所管税務署に修正申告を行いました。また、平成 17 年度確定申告は適切に積算しました。</p> |

| 監査結果 | 措置の内容 |
|--|--|
| <p>(11) 消費税について</p> <p>財団では実費弁償方式による委託費の消費税計算にあたって確定前の概算額をもって課税売上高とするとともに、県への返還額は課税仕入れの加算として処理しているが、この返還額は実際の返還額と財団が負担する消費税を合計したものになっている。ところが、財団は課税仕入れには該当しない消費税額をこれに合算し控除対象の仕入税額を算定している。このため、控除税額が過大となりこの結果消費税額が過小に計算され申告されている。</p> | <p>(11) 消費税について</p> <p>税理士の意見を聞き、これまでどおりの算定を行うこととしました。</p> |